

2

活性化情報誌



中小企業かごしま

2021 第788号

- 特集1 令和3年度当初予算・税制改正の概要
- 特集2 鹿児島県独自のコロナ関連補助金・助成金の活用例等
- 特集3 5Gが促すデジタル変革と新たな日常の構築



目次

特集1 令和3年度当初予算・税制改正の概要	1
特集2 鹿児島県独自のコロナ関連補助金・助成金の活用例等	11
特集3 5G が促すデジタル変革と新たな日常の構築	17
中小企業のためのIT導入のすすめ	34
組合インタビュー	35
★鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合	
元気を出そう！がんばれ中小企業	39
★株式会社指宿白水館	
インフォメーション	43
中央会の動き・組合トピックス	44
教えてぐりぶー！組合運営	45
★第73回「組合事務の適正な運営」について	
判例研究	46
業界情報	47
令和2年12月 情報連絡員報告	
倒産概況	50
令和3年1月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	51



令和3年度当初予算・ 税制改正の概要

(出典) 経済産業省・財務省ホームページ

令和2年12月21日に、一般会計の総額が過去最大の106兆6,097億円となる令和3年度予算や税制改正の大綱が閣議決定されました。

令和3年度予算では、中小企業の生産性向上を促進するための設備投資や事業再生・事業承継に対する支援といった現下の中小企業を取り巻く経営課題に対応していくために必要な予算が措置されました。

また、税制改正では、コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化に向けた税制の創設等がなされました。

特集1では、公表された内容のうち、経済産業省関連についてご紹介します。

令和3年度当初予算（経済産業省関連）

生産性向上支援等

地域未来デジタル・人材投資促進事業（予算案額：11.7億円）

新規

●地域企業デジタル経営強化支援事業

地域未来牽引企業等が、生産性向上・規模成長に向けて、デジタルをベースとした経営管理体制強化のための課題整理・計画策定・システム導入に要する経費を補助します。



また、デジタル経営の普及啓発に向けたセミナー開催、優良事例の調査事業等を実施します。



●地域産業デジタル化支援事業

地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開に要する経費を補助します。



また、地域での新事業実証の環境整備として、経産省 HP で公開中の公設試験研究機関の保有機器等の検索システムを改修するとともに、地域未来牽引企業の経営状況の調査等を実施します。





●戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業

地方の中堅企業等による若者人材の求人手法を高度化すべく、自社分析、採用・育成戦略から、民間求人サイト掲載、リモートセミナー・面接等まで、一気通貫で総合支援を行います。

また、創出される先進事例をイベント等で周知啓発し、横展開を図ります。



ポイント

デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化と、若者を中心とした人材の地方移動支援等を実施するものです。

展示会等のイベント産業高度化推進事業 (予算案額：3.3億円)

新規

IT技術や感染症対策等の専門家の助言を受け、リアルな展示会等のイベントに加え、オンラインとリアルな展示会等のイベントの併用や、デジタル技術を活用したオンライン展示会等のイベントなど、With/After コロナ下の新たな展示会等のイベント産業のビジネスモデルを構築する先進的な取組について実証を行います。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて新たな取組を行う中小規模の展示会等のイベント主催者に対して、新たな生活様式に対応した展示会等のイベントの開催に向けた取組に関する費用の一部を補助します。



ポイント

展示会等のイベント産業の新たなビジネスモデルを構築することで、中小企業等の商談件数の増加に貢献するものです。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 (予算案額：10.4億円)

●企業間連携型

【補助上限額：2,000万円 / 者、補助率：中小1/2以内・小規模2/3以内】

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト又は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを最大2年間支援します。(連携体は5者まで)



ポイント

【想定される取組例 (イメージ)】

- ・地域の同業他者で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング
- ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた食品加工事業者とワイナリー事業者が、特殊食品加工機を導入し、連携して地域特産のぶどうを活用した新商品開発に取組み、観光客誘致及び地域の観光産業を活性化

●サプライチェーン効率化型

【補助上限額：1,000万円 / 者、補助率：中小1/2以内・小規模2/3以内】

幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。（連携体は10者まで。）

※幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。

※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。



ポイント

【想定される取組例 (イメージ)】

- ・サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報を共有するネットワークシステムを構築し、業務を効率化
- ・生産管理システムを導入して各工場の生産プロセスを効率化

戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（予算案額：109.0億円）

●戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）

【補助上限額：4,500万円、補助率：原則2/3以内】

※3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能

精密加工、表面処理、立体造形などのものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して最大3年間の支援を実施します。

また、ものづくり中小企業のビジネスマッチングサイトである「サポインマッチ・ナビ」について、事業者同士のマッチングの機会を増やすことや展示会への出展を支援すること等を通じ、研究開発成果の事業化及び事業拡大を後押しします。



●商業・サービス競争力強化連携支援事業（サビサポ事業）

【補助上限額：3,000万円、補助率：1/2以内】

※2年度目は初年度の交付決定額を上限

※ AI・IoT 等の先端技術活用の場合は2/3以内

中小企業が、異分野の中小企業や大学・公設試等と連携し、革新的なサービスモデルの開発等を行う取組について、最大2年間の支援を実施します。



ポイント

研究開発等を支援し、技術力に秀でた中小企業のビジネス展開を促進するものです。

JAPAN ブランド育成支援等事業（予算案額：8.0億円）

●事業型

【補助上限額：500万円、補助率：2/3、1/2以内】

※複数者による共同申請の場合は上限2,000万円

※国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内

その他の場合は2/3以内

中小企業者自らが、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得のための新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和3年度においては、EC やクラウドファンディングを活用した海外展開の取組や、コロナ危機による社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。



ポイント

今後の海外展開で重要となる越境 EC 等を活用し、時代に応じた海外進出を支援するものです。

経営の下支え、事業環境整備等

新規

地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（予算案額：5.5億円）

●地域商業機能複合化推進事業

中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。

○ソフト事業

【国庫補助上限額4,000千円】

中小事業者等のグループが、空き店舗等を活用した創業支援などにより、最適なテナントミックスに向けた来街者の消費動向等の調査分析を行うモデル事業を補助します。



○ハード事業

【国庫補助上限額40,000千円】

中小事業者等のグループが、商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析した上で、商店街等がない新たな機能の導入に係る空き店舗の改修等を行い、その効果を分析するモデル事業を補助します。



●外部人材活用・地域人材育成事業

最適なテナントミックスの実現に向け、先行事例の調査・効果分析を行い、ガイドラインや優良事例集等を作成します。全国における取組の促進に向けた普及啓発に活用するとともに外部の専門人材を活用したワークショップ等の実施により地域の取組の担い手となる人材の育成を図ります。



ポイント

地域商業機能複合化推進事業は、「国⇒市町村⇒事業者」「国⇒都道府県⇒事業者」「国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者」といったいくつかのパターンが想定されています。

また、中小小売・サービス業のグループ等とは、「まちづくり会社」「商店街組織」「飲食店街」「温泉組合」などを指します。

なお、地域の実情に応じた事業とするため各経済産業局の管内でソフト・ハード事業各1件を想定しています。



中小企業の担い手の確保

新規

事業承継・世代交代集中支援事業（予算案額：16.2億円）

●経営者交代型・M&A型

事業承継・事業引継ぎを契機に、経営革新などに挑戦する中小企業に、設備投資・販路拡大の支援を行います。

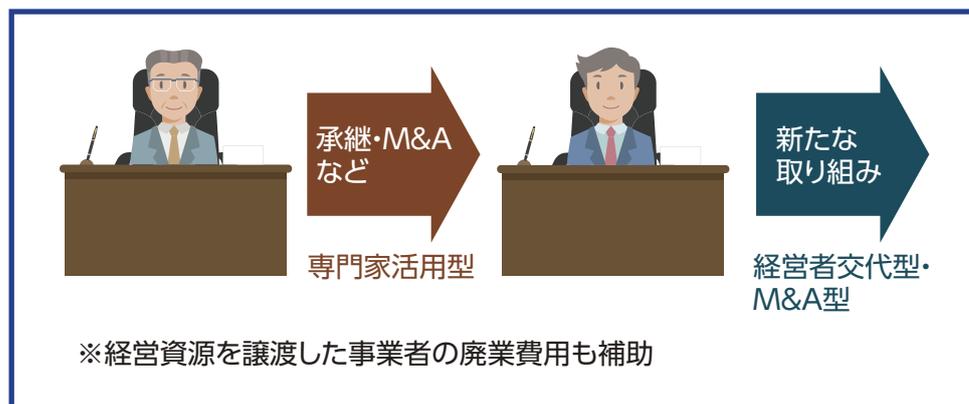
●専門家活用型

譲渡側・譲受側双方の土業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用など）を補助します。

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1 / 2	250万円	+ 200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1 / 2	500万円	+ 200万円
②事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		1 / 2	250万円	+ 200万円 (売り手のみ)



ポイント



中小企業再生支援・事業承継総合支援事業（予算案額：95.0億円）

●中小企業再生支援事業

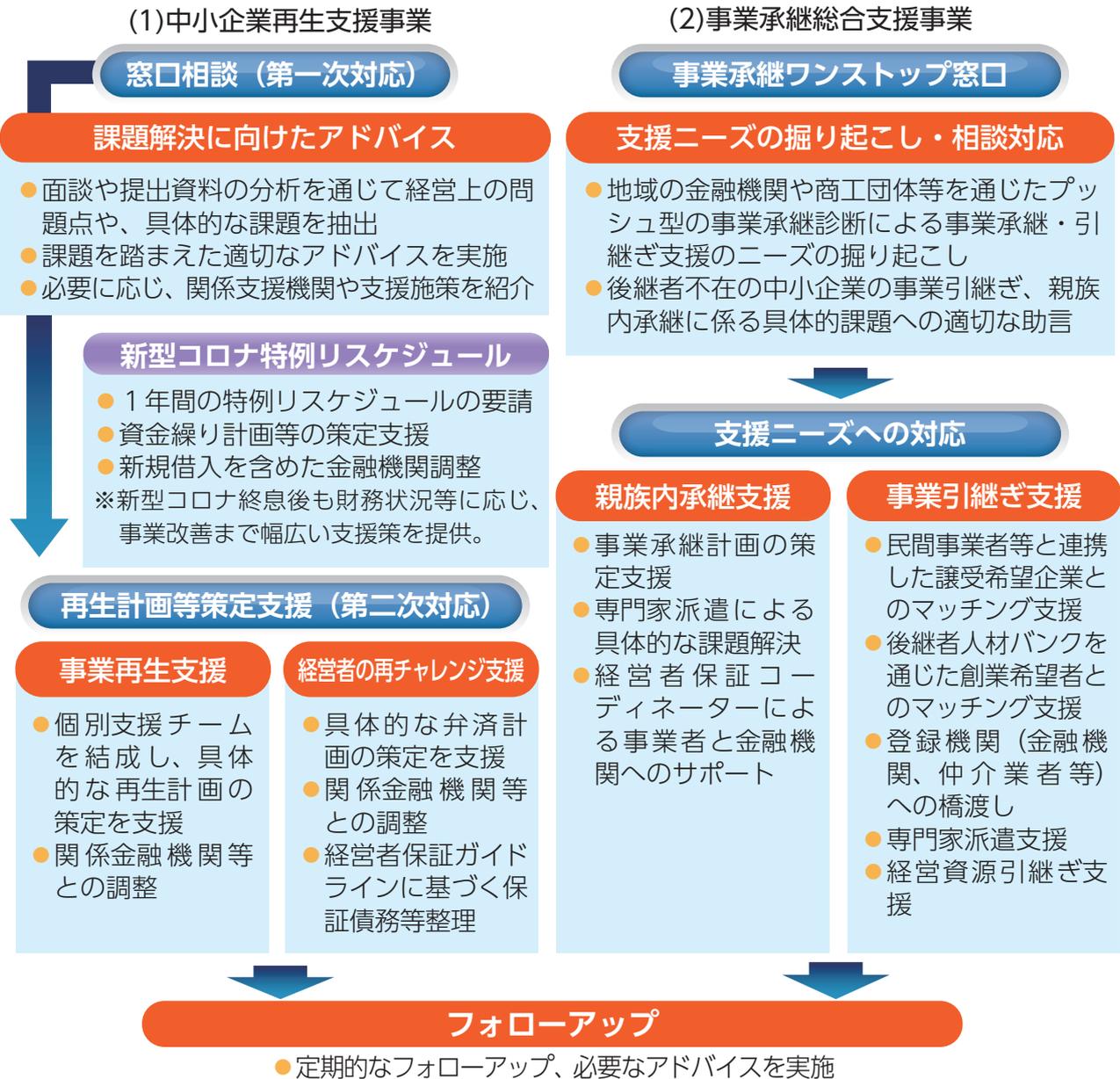
各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱える中小企業者等に対し、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。また、事業再生が特に困難な場合には、個人保証債務の整理に係る弁済計画策定等の経営者の再チャレンジ支援を実施します。

令和3年度においては、人員の増強など協議会の体制拡充を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等への再生支援に万全を期します。

●事業承継総合支援事業

令和3年4月にM&A等の事業引継ぎ支援を行う「事業引継ぎ支援センター」に、親族内承継支援を行う「事業承継ネットワーク」を統合し、「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組します。

中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎ促進のため、事業承継診断に基づく支援ニーズの掘り起こしや、事業承継計画の策定、譲渡・譲受事業者間のマッチング等の支援をワンストップで行います。



ポイント

経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題です。

事業承継・引継ぎを総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換されます。

また、コロナ危機により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増したことを受け、中小企業等の再生計画策定の要望に十分にに応じられるよう体制が拡充されます。



中小企業・小規模事業者人材対策事業（予算案額：10.5億円）

●地域中小企業人材確保支援等事業

中小・小規模事業者が、その経営力強化や人手不足・一時的な人材余剰に対応できるよう、兼業・副業を含む多様な形態で、就職氷河期世代、女性、高齢者等の人材の確保や活用を図るためのセミナー・マッチング等を実施します。

地域の経営支援機関等が、中小企業の経営課題の明確化や求人像の明確化等の支援を行えるよう、地域におけるネットワーク形成やセミナー等を通じて、地域における中核人材確保支援の担い手づくりを促進します。



●中小企業海外ビジネス人材育成支援事業

中小企業・小規模事業者が自律的・能動的に海外ビジネスを進められるよう、海外展開戦略の立て方・進め方、情報の集め方、商談の進め方等、実践的なスキルを習得できるプログラムを提供します。

令和3年度からは新たに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、非対面・遠隔での商談形態が浸透していることを踏まえ、こうした商談の成立において重要となる、資料作成やプレゼンテーション、会議運営等の技術の習得を支援します。



●サプライヤー生産性向上応援隊事業

中小・小規模事業者のサプライヤーを対象に、自動運転技術高度化やパワートレインの電動化等(CASE)の潮流を受けた、適切な技術的対応等を指導できる人材を育成します。

中小・小規模事業者のサプライヤーへ育成人材を派遣し、伴走型で生産性向上や経営課題の解決を支援します。

また、各地域のサプライヤー応援隊において、地域間で先進事例を共有するための仕組みを構築します。



ポイント

中小企業における多様な人材（兼業・副業、氷河期世代、女性、高齢者等）の一層の確保、中小企業の海外展開の進展等に目標を設定し、人材確保のためのセミナーや海外で活躍可能な人材育成のための研修等が実施されます。

令和3年度税制改正（経済産業省関連）

中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

新設

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、「設備投資減税」「雇用確保を促す税制」「準備金の積立」を認める措置が創設されます。

● M&A の効果を高める設備投資減税

投資額の10%を税額控除又は全額即時償却することが認められます。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%



ポイント

【具体的な取組例】

- ・ 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- ・ 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

● 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、給与等支給総額の増加額の25%を税額控除することが認められます。

※1.5%以上の引き上げは15%の税額控除



ポイント

【具体的な取組例】

- ・ 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

● 準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置し、M&A実施時に投資額の70%以下の金額を損金算入することが認められます。



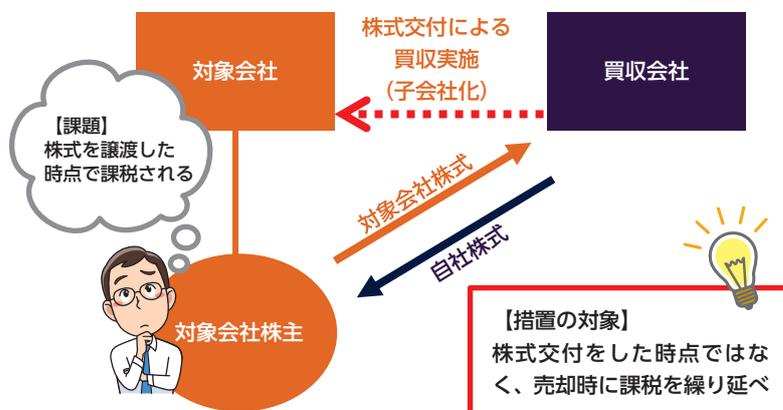


新設

企業の機動的な事業再構築を促すための自社株式等を対価とする M&A の円滑化

会社法改正で創設された株式交付制度を用い、買収会社が自社の株式を買収対価として M&A を行う際の対象会社株主の株式譲渡益の課税を繰り延べるすることができます（株の売却時に課税）。

実効的な制度とするため、事前認定を不要とし、現金を対価の一部に用いるものも対象とする（総額の20%まで）とともに、恒久的な制度として創設されます。



ポイント

- ①事前認定不要
 - ②恒久的な措置
 - ③現金を対価の一部に用いることも可能（総額の20%以下まで）
- 以上3点が今回の措置のポイントです。

中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長

中小企業による自然災害や長期化する新型コロナウイルス感染症等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、**対象設備を追加**した上で、支援措置の**適用期限が2年間延長**されます。

●対象者

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等

●支援措置

特別償却20% ※投資を前倒す観点から3年目（令和5年4月1日以降）に取得等をする資産は18%

●対象資産

「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、 無停電電源装置 (UPS) (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※架台については、本税制の対象設備をかさ上げするために取得等をするもののみ対象となり、これまで対象設備であった火災報知器・スプリンクラー・消火設備・排煙設備及び防火シャッターは対象外です。



今回は、閣議決定された内容を基に掲載しています。
具体的なスケジュール等は、通常国会で成立後に公表される予定です。

鹿児島県独自のコロナ関連補助金・助成金の活用例等

鹿児島県では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のために緊急対策として各種施策に取り組んでいます。

この苦難を乗り越えるべく、これまで多くの事業者がこれらの補助金・助成金を活用しています。

特集2では、鹿児島県のコロナ関連補助金等について、これまでの活用例等をご紹介します。

補助金・助成金の活用例

コロナに負けんど！新製品開発等支援事業

新しい生活様式を踏まえた新製品の開発・新たな販路開拓や業務の効率化のための取組を支援

本事業では、「県内に事業所を有する製造業・情報サービス業・インターネット付随サービス業を営む企業」を対象に支援が行われました。

具体的には、新製品の開発や新たな販路開拓を行うための経費（構築物の改良費・機械装置等購入費・外注加工費・直接人件費・旅費・研究費等）や業務の改善や省力化のための機械等の導入などによる業務の効率化を行うための経費（構築物の改良費・機械装置等購入費・直接人件費・旅費・専門家の招聘経費等）の一部について、上限300万円（対象経費の3/4以内）の範囲内で補助しました。



令和2年10月26日から11月26日まで1か月の応募期間で**247件**が採択されました。

事業費総額は、**628,211千円**を予定しています。

申請事例の中でも特徴的な取組について、
企業名・テーマを一部ご紹介します！！

企業名（業種）	テーマ
東酒造株式会社（飲料製造業）	焼酎ミニボトルの新商品開発による巣ごもりへの需要対応
株式会社リリー（情報サービス業）	顔認証を活用した出退勤アプリ「kinchan」の開発と事業化
株式会社健康家族（食料品製造業）	会議はオンライン、対面の場合は感染予防対策を徹底する
農業生産法人有限会社十津川農場（飲料製造業）	「人との接触を8割減らす」ための通販専用の新商品開発と個包装活用による新規販路開拓かつ自社ホームページ内に「ねじめびわ茶ファンクラブ」を新設し、定期通販の導入を構築、さらに、海外顧客に向けた多言語対応ホームページの再構築による新規開拓と販路拡大
株式会社 Nextage（情報サービス業）	マシニング加工による削り出しアイディア商品の開発・販売
有限会社ファクトリーヒロ（生産用機械器具製造業）	ロボット周辺機器導入による省力化の実現
株式会社テクノクロス九州（生産用機械器具製造業）	切削加工バリ取り自動化へ向けた商品開発



伝統的工芸品産業緊急対策支援事業

伝統的工芸品の需要拡大に取り組む事業者を支援

本事業では、「国指定伝統的工芸品産地組合」「国及び県指定伝統的工芸品製造事業者」を対象に支援が行われました。

具体的には、産地組合が実施（又は参加）する需要拡大を目的とした展示販売会・商談会、製造事業者が実施（又は参加する）需要拡大を目的とした展示販売会・商談会・営業活動等にかかる経費の一部について、産地組合は上限300万円、製造事業者は上限30万円（いずれも対象経費の3/4以内）の範囲内で補助しました。

（国指定伝統的工芸品）

本場大島紬、薩摩焼、川辺仏壇

（県指定伝統的工芸品）

加世田鎌・加世田包丁、刀剣、薩摩切子、初鼓、種子包丁、薩摩つげ櫛、垂水人形、竹製品、屋久杉小工芸品、鶴田和紙、薩摩糸びな、大漁旗、帖佐人形、薩摩錫器、薩摩深水刃物、蒲生和紙、薩摩琵琶、鯛車、薩摩弓、甑島芙蓉布、五月幟、甲冑、屋久杉製無垢物家具、奄美の芭蕉布、種子鋏、御座敷すだれ、香箱、伊集院の太鼓、屋久杉製挽物、太鼓、サンシン、つづら工芸、宮之城花器、坊津ガラガラ船・唐カラ船



令和2年10月16日から11月20日まで約1か月の応募期間でしたが、56件の応募があり、全件採択されました。
補助金総額は27,000千円を予定しています。

本場奄美大島紬協同組合・本場大島紬織物協同組合

～つむぎコレクション in 京都 主催～

消費者ニーズが多様化している現在、産地メーカー各社の商品力（色柄などのデザインや染料開発等）を高め、それを作り上げていく技術者の技術力向上を図る必要があります。そこで、技術者の技術レベルアップを図り、併せて消費者が求める「きもの」の構図・柄・色彩・絰表現などの情報を収集し、産地メーカー各社の商品開発への意欲を高めるとともに需要の開拓及び業界の発展に資するため、今回、京都で開催することとしました。

当初、令和3年1月22日から24日にかけて開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令を受け、2月23日から25日に延期する予定です。

※緊急事態宣言の延長により、実施について再度協議中



新しい生活様式に対応するための感染防止対策支援事業

事業者の新しい生活様式に対応するための感染防止対策を支援

本事業では、「事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等」を対象に広く支援が行われました。

具体的には、感染防止対策物品の購入等にかかる経費の一部について、1事業者あたり上限10万円（対象経費の10/10以内）の範囲内で補助しました。

(物品購入費)

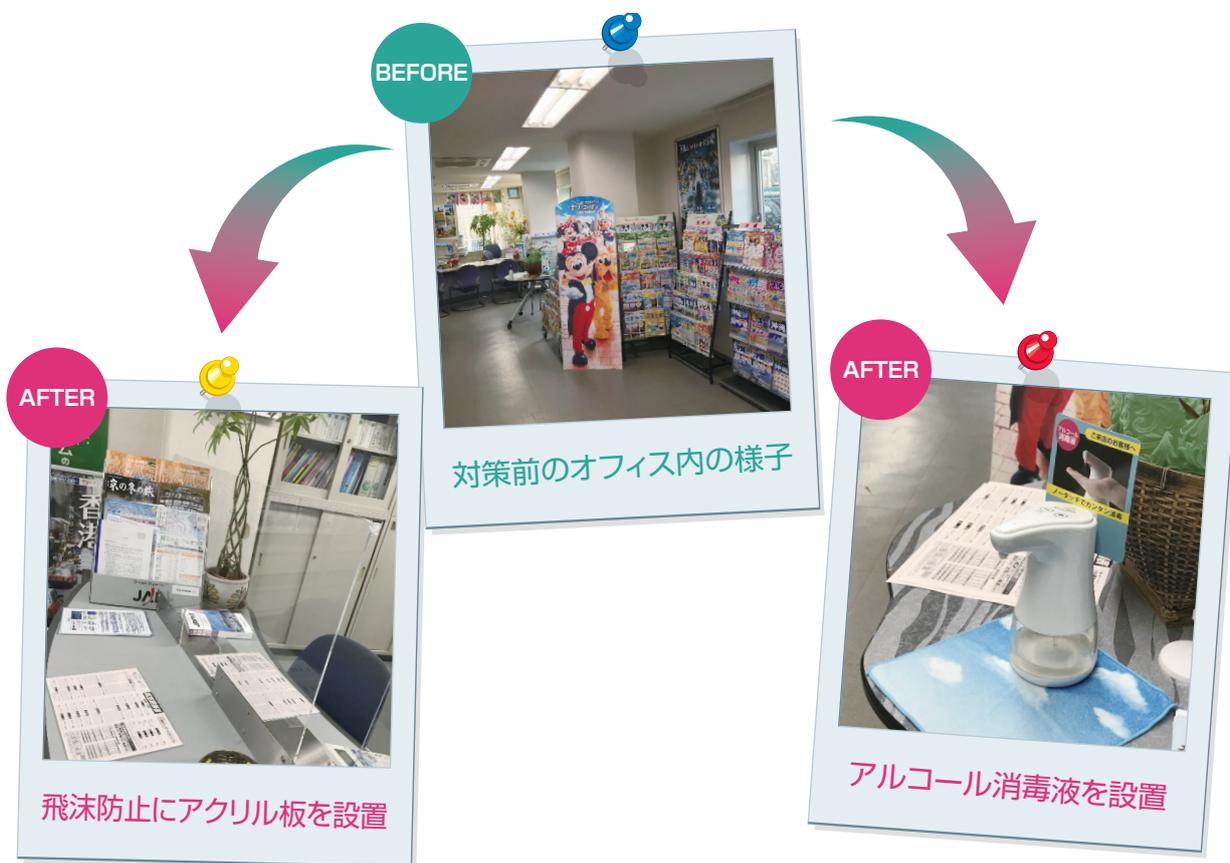
消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費用、PR費用

(外注費)

消毒作業、清掃作業、ユニフォームのクリーニング、感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷費



申請期限は、当初令和2年12月18日でしたが、令和3年1月29日まで延長され、**応募件数6,659件（令和2年12月末時点）**と多くの中小企業・個人事業者等が感染防止対策に取り組みました。





地場産業緊急支援対策事業

県内中小企業・小規模事業者等の販路開拓や新規顧客の獲得を支援

本事業では、令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（特別枠）」又は「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）」に申請し、当該補助金の交付決定を受けた中小企業・小規模事業者等を対象に支援が行われました。

具体的には、交付決定を受けた経費について、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金・上限200万円（対象経費の2/15以内）、小規模事業者持続化補助金・上限20万円（対象経費の2/15以内）の範囲内で国の補助金に上乗せで補助しました。



令和2年8月12日から9月16日、令和2年11月12日から12月2日までの応募期間で、**102件の応募**があり、**98件が採択**されました。
補助金総額は、30,000千円を予定しています。



株式会社 EURO CARS 【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】

～自動車変革期への対応、運転支援システムの整備力及び従業員満足度の向上計画～

運転支援システム普及に伴う設備装備車両整備の需要増に対応するために、当社の強みである輸入車の整備に対応したアライメント測定及びADAS エーミング設備を導入し、輸入車の整備マニュアルで指定された整備を短時間で行うことが可能になり、整備済車両販売強化や外注整備受入れによる売上増に取り組む体制を構築しました。

また、顧客管理・書類作成システムの導入で事務作業をクラウド化し、テレワークや非対面業務体制によりコロナ禍等に対応できる環境整備を行いました。

新型コロナウイルス感染対策により、2020年4月～5月は事務職員を在宅勤務にしたところ、事務処理に使用するパソコンのデータが事務所でしか使用できないため、事務処理が大きく滞りました。クラウド型のシステム導入により、在社以外でも情報を共有し、業務を行うことが可能になりました。具体的には、整備に関する事務処理がテレワークに対応できるようになったことで、整備場における整備状況を事務業務側と情報共有し、それを元に進捗に応じ見積書や請求書の作成を在宅で行うことが可能になりました。また、行政上の手続きである自動車保有関連手続きが OSS ワンストップサービス（行政機関への検査登録等の手続と税・手数料の納付をインターネット上で行うサービス）に対応することで電子申請まで可能になるなど、在宅勤務でも業務を滞りなく行うことが可能になりました。

株式会社東英学院 【小規模事業者持続化補助金】

～非対面授業専用室の設置による教室環境の改善と販路拡大～

隣接賃借ビル1階の駐輪場の遊休スペースにオンライン専用室を作り、オンラインの個別指導用スペースを5席設置しました。また、通信状況が非常に悪く、通信の切断や画像の乱れがひどかった当校2階の教室をオンライン授業用に使う必要がなくなりました。なお、オンライン専用室には独自の光回線を敷設しているため、オンライン授業の通信環境が格段に良くなりました。

オンライン専用室入口にはアルコール消毒液を配置したほか、入口と後部の窓を開けると十分な換気ができます。さらに、テーブルは左右に分散配置し、1.5m弱のソーシャルディスタンスを確保できています。

いまや消毒液の設置や換気といった形式的な対応策でなく、非対面の指導を極限まで進める実質的な対応策が要求されており、見た目でもわかる対策をすることにより、安心・安全な教育機関を体現しました。

当校はグーグルマップで「オンラインレッスン」との表示があり、オンライン授業の利用を目的にした問い合わせが7月中に4件あったほか、オンラインで受講している生徒の定着率も非常に高くなっています。

オンライン指導の「交通費が要らない」「(浪人生の場合)下宿代が要らない」「保護者の送迎が要らない」「通販で教材を宅配してあれば、生徒は教材を持ち運ぶ必要もない」「体調が悪い時、感染が心配な場合には通学からオンラインに切り替えることができる」といったメリットを売り込み、さらなる販路拡大を期待しています。

デリバリー・テイクアウト参入支援事業

飲食店のチャレンジを支援

本事業では、新型コロナウイルス感染症の影響で外食産業の売上が落ち込んでいることを受け、県内飲食店（宿泊施設の外食部門を含む）を対象に支援が行われました。

具体的には、今年2月から7月末までの間に、デリバリーやテイクアウトを始めた、または始める飲食店で、弁当容器や広告などにかかった初期費用を最大10万円（補助率1/2以内）まで補助しました。



補助金の申請期間は令和2年4月21日から8月31日までで、**約500の事業者**に対し補助金が交付され、デリバリー・テイクアウトの取組が県内各地に広まりました。

飲食店感染防止対策支援事業

飲食店の感染防止対策を支援

本事業では、来店客が食事中にマスクを外さざるを得ない等のため、他の業種よりも感染リスクが高い飲食店を対象に、感染防止対策物品の購入等を行う経費と、感染防止に効果的なキャッシュレス決済手段を導入する経費について補助が行われました。

具体的には、「感染防止対策物品の購入等」については、1店舗あたり最大10万円（補助率10/10以内）まで補助、「キャッシュレスの導入」については、1事業者あたり最大20万円（補助率4/5以内）までの補助が行われました。

○感染対策物品の購入等

(物品購入費)

消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費用、PR費用

(外注費)

消毒作業、清掃作業、ユニフォームのクリーニング、感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷発注

○キャッシュレスの導入

(決済端末等)

決済端末、レジ接続費、汎用端末、付属品、設置費

(事前注文・決済システム)

システム、付属品、設置費



補助金の申請期間は令和2年8月24日から11月30日までで、「**感染防止対策物品の購入等**」に**約4,000件**、「**キャッシュレスの導入**」に**約200件**の交付申請がなされ、多くの飲食店で感染防止対策の取組が進められました。



申請受付中の補助金・助成金

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の14日間の待機など、外国人材技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援



補助事業者

外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者

【対象となる外国人材の在留資格】

「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動（※）」※「特定活動」は別に定めるもの



補助対象経費・補助金額

次に掲げる経費のうち、令和2年7月29日(水)から令和3年3月19日(金)までの間に外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和3年3月19日(金)までに補助事業者において支払いがなされたもの(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)

- 外国人材が日本への入国後に要請される14日間の待機期間中の宿泊費
補助対象経費の4/5以内の額(1人当たり10万円を上限)
- 外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費
補助対象経費の4/5以内の額(1人当たり3万円を上限)

上記(1)、(2)と合わせて1事業者当たり100万円を上限とします(千円未満切り捨て)。
※国、市町村等による他の補助金を申請した補助対象経費は補助対象外です。



申請期限

区分	経費を支払った期間	申請期限
第2回目	令和3年2月1日(月)～令和3年2月28日(日)	令和3年3月8日(月)17時必着
第3回目	令和3年3月1日(月)～令和3年3月19日(金)	令和3年3月19日(金)17時必着

※審査に時間を要するため、3月1日～19日までに入国等が見込まれる場合は、あらかじめご相談くださるようお願いいたします。



申請書等の入手方法

申請書の様式及び申請要領は、鹿児島県のホームページに掲載しています。
「鹿児島県 外国人材受入支援 補助金」で検索



県庁外国人材受入活躍支援課補助金申請窓口(〒890-8577鹿児島市鴨池新町10番1号)まで郵送又は持参にてご提出ください。
【お問い合わせ先】電話:099-286-3320

5Gが促すデジタル変革と 新たな日常の構築

(出典) 総務省「令和2年版情報通信白書」

近年、IoT・ビッグデータ・人工知能・ロボットの活用が進んでおり、ありとあらゆるものがインターネットとつながることによって、さらなる最適化に向けた取り組みが加速しつつあります。

このような中、5Gが商用開始され、IoT時代の基盤として様々な分野・産業で実装されることで、大きな社会的インパクトをもたらすものと期待されています。

特集3では、総務省が公表する令和2年版情報通信白書を基に、5Gの概要等についてご紹介します。

令和時代における基盤としての5G

5Gは、1G・2G・3G・4Gに続く第5世代移動通信システム（携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム）であり、スマートフォン等の普及に伴い、これらのデバイスによる動画伝送等の利用拡大が移動通信のデータ量を急増させています。

1979年に最初の移動通信システムが商用開始されて以降、40年あまりの間に移動通信システムは大きな進化・発展を遂げました。

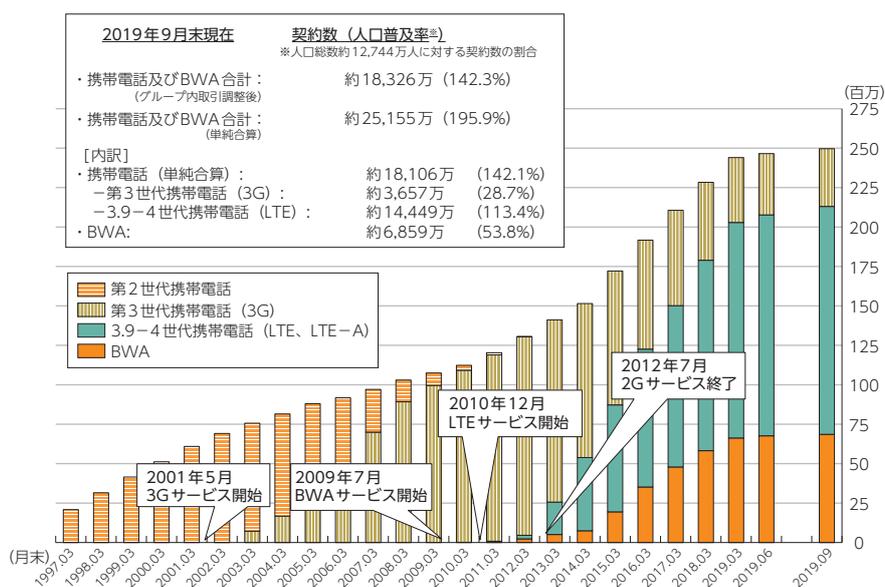
移動通信の普及状況

移動通信システムの契約数

固定電話の契約数が1996年を境に減少傾向に転じたのに対し、携帯電話の契約数は、制度改革（端末売切制度の導入、料金認可制の廃止）が行われた後に急速に伸長し、2000年には、固定電話の契約数を超えるに至りました。

その後も契約数は増加し、2019年9月末時点では契約数が約1億8千万以上に達し、人口普及率は142%となっています。

通信サービス加入契約数の推移



出典：総務省報道発表資料(2019)「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和元年度第2四半期(9月末))」及び住民基本台帳を基に作成

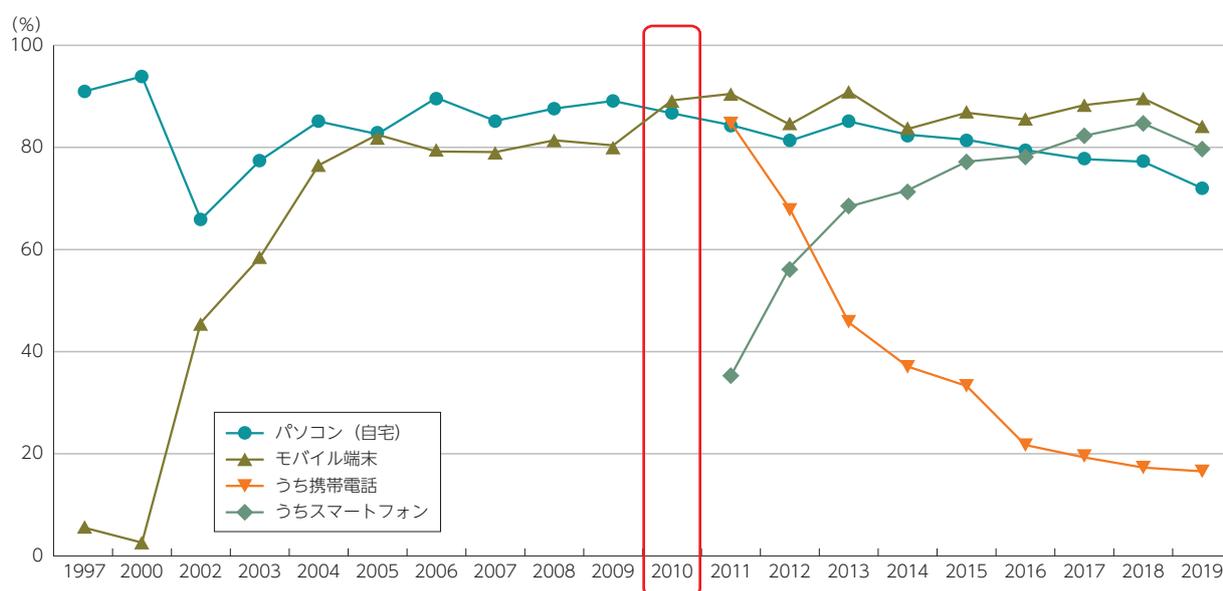


モバイルによるインターネット利用の拡大

1997年に携帯電話向けインターネット接続サービスが提供されて以降、インターネットへの接続にモバイル端末を利用する者の割合は急速に伸長し、2010年には、国内で初めてモバイル端末からのインターネット利用者数がパソコンからの接続者数を超えました。以降、年々その差は拡大傾向にあり、国内におけるインターネット利用の中心はパソコンからモバイル端末へ移行しているといえます。

また、2011年以降のデータについて、モバイル端末を携帯電話とスマートフォンに分計した結果、スマートフォンによるインターネット利用率の上昇と対照的に携帯電話によるインターネット利用率は下降しています。

インターネットを利用する際の利用機器の割合

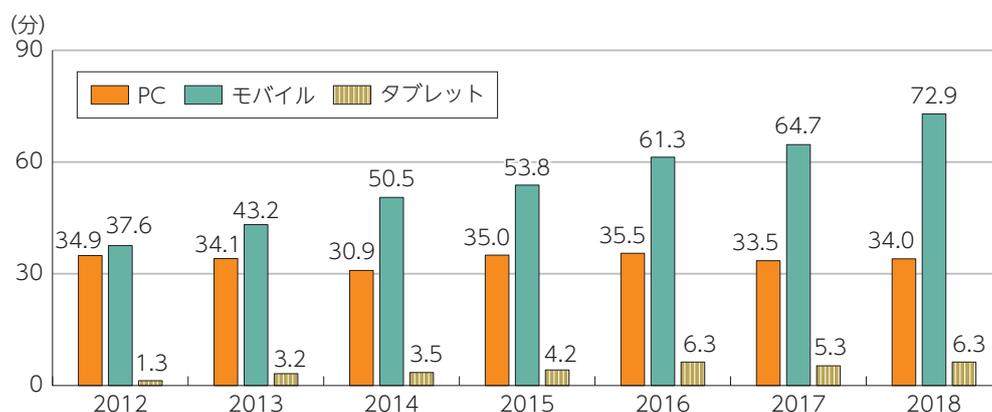


※ モバイル端末とは、携帯電話、PHS及びスマートフォンを指す。

出典：総務省「通信利用動向調査の結果」各年版を基に作成

インターネット平均利用時間を見ると、その変化はより顕著です。パソコンからのインターネット利用時間は横ばいですが、モバイルからのインターネット利用時間は年々増加しています。

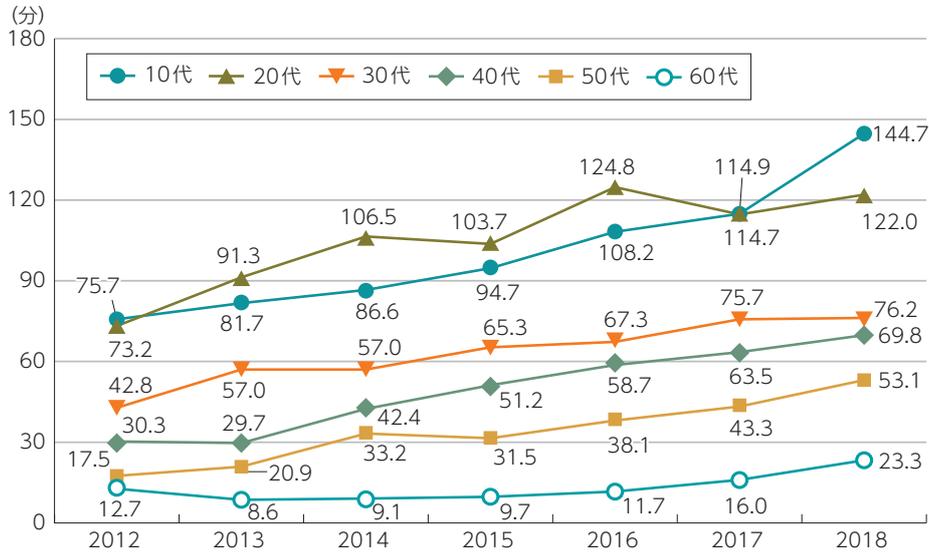
主な機器によるインターネット平均利用時間（平日・全年代）



出典：総務省情報通信政策研究所（2019）「平成30年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

また、モバイルからのインターネット平均利用時間を世代別に見ると、若年層と高年層とでは、利用時間には大きな開きが見られるものの、いずれの年齢層においても、利用時間はおおむね増加傾向にあることがみてとれます。

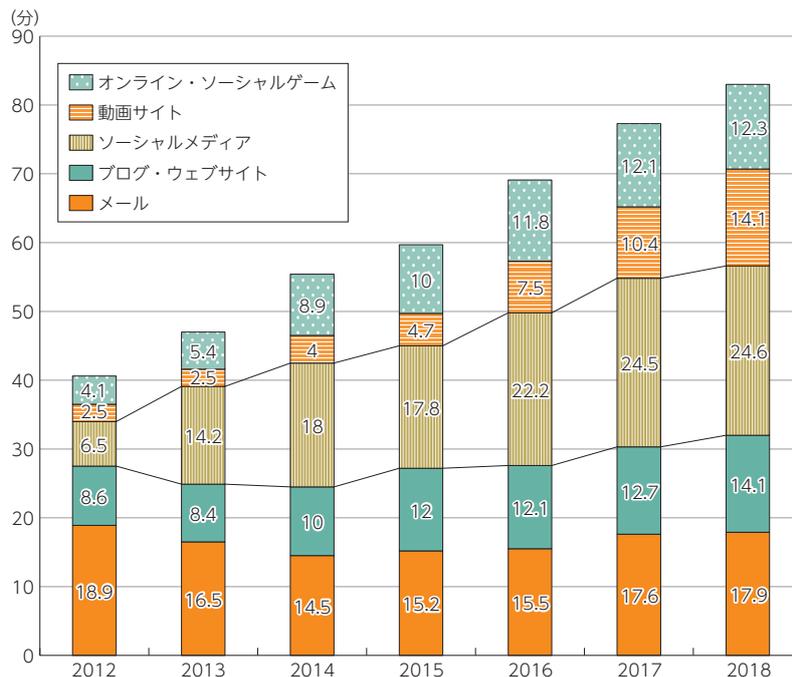
モバイル機器によるインターネット平均利用時間（平日・年代別）



出典：総務省情報通信政策研究所（2019）「平成30年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

スマートフォンの利用者が増加していくにつれ、モバイル機器によるインターネット利用において、ソーシャルメディア、オンライン・ソーシャルゲーム、動画サイトの利用時間は大幅に増加しています。特にモバイル機器によるソーシャルメディア及び動画サイトの利用時間は2012年から2018年までの6年間で約4倍にまで伸びています。

モバイル機器によるインターネット利用項目別平均利用時間（単位：分）



出典：総務省情報通信政策研究所「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」各年版を基に作成



移動通信システムの進化

移動通信システムは、世代交代と呼ばれるシステムの変革を経るごとに、機能や品質の向上を遂げ、それらを生かした新たなサービスの登場も相まって、特に平成の30年間を通して、我が国において急速に普及し、現在では人々の生活や経済活動における最も身近なツールとして活用されています。

国内における移動通信システムは、約10年周期で世代交代が行われていき、世代交代に伴い移動通信システムの性能が改善した結果、以下のような点において、利用者の利便性は飛躍的に向上しました。

●通信品質の向上

アナログ方式からデジタル方式への進化によって、ノイズが減少するなど通話時における音質が向上されました。また、ハンドオーバー機能の向上などにより、高速移動時や遮へい物が存在する場合でも通信が途切れにくくなるなど、通信品質の向上が図られました。

●通信の高速大容量化

第1世代では最大通信速度が約10kbpsであったのに対し、2010年に開始された第4世代では最大通信速度が1Gbpsになるなど、この30年間で約10万倍にまで向上しています。

●サービスの多機能化

移動通信端末の機能は当初は音声通話のみでしたが、データ通信サービスの開始以降、様々な機能が付加され、移動通信端末を用いたサービスも多岐にわたるようになりました。現在ではスマートフォン1台で日常生活に必要な機能の多くをこなすことができるようになりました。

●通信料金の低廉化

様々な技術革新及び制度改革によって携帯電話の普及が進むに従い、携帯電話事業者間での利用者獲得競争が激しくなり、通信料金の低廉化が進みました。その後、データ通信・音声通話の双方で定額制が実現しました。

●利用範囲の拡大

国内において移動通信システムのエリア化が進み全国で利用可能となったほか、通信規格の国際標準化によって、日本で購入した端末をそのまま海外でも利用できるなど、移動通信サービスの利用範囲が大きく広がっていきました。

特集 3

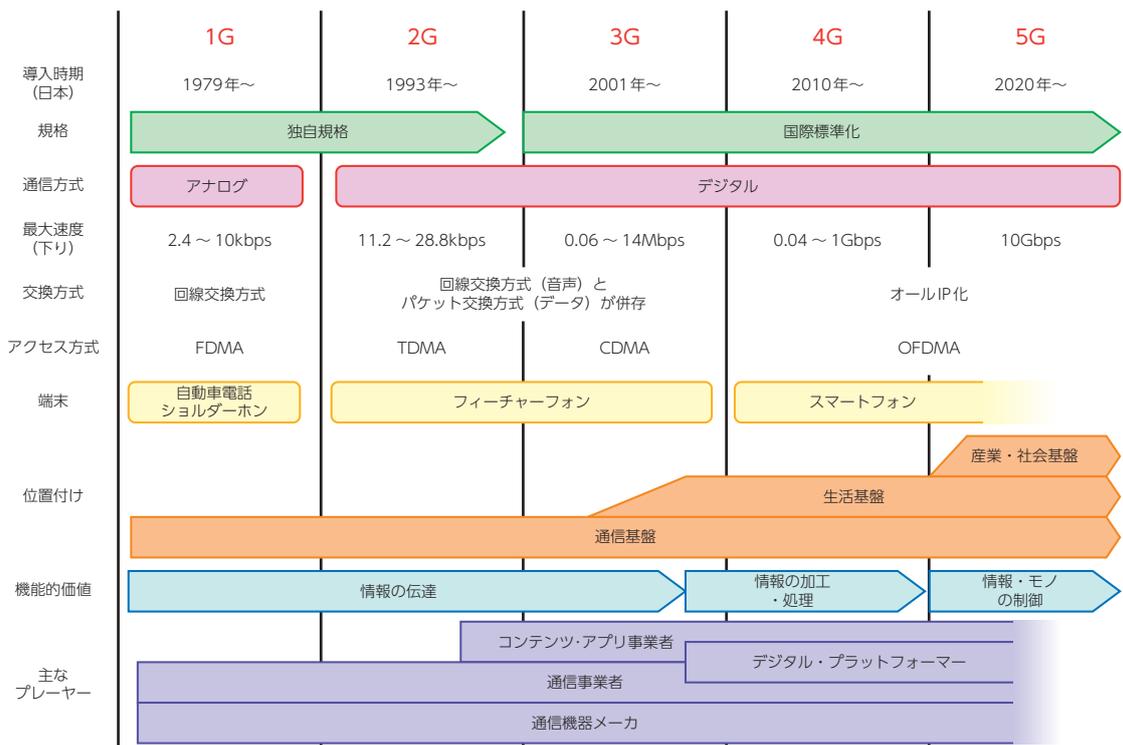
1G では機能は音声通話に限定されており、主にビジネスマンが外出時でも通話できることが大きな価値でした。

2G において、デジタル通信方式の導入によって通話品質が向上したほか、電子メールやウェブブラウザ経由でのインターネット閲覧といったデータ通信も可能となりました。1G の時代には利用が限定的であった移動通信システムは、2G の時代において急速に普及し、固定通信と並ぶインフラとして定着していきましたが、その位置付けは、あくまで通信基盤としてのインフラにとどまっていたと言えます。

3G の開始以降、携帯電話の急速な普及及び携帯電話を用いた様々なサービスの登場を通じて、携帯電話を中心としたエコシステムが形成されていき、「ワイヤレスの産業化」が進むことになりました。自宅や職場にとどまらず、様々な場所で情報を送受信できることで人々の活動の効率化を促し、生産性向上に寄与することが期待されました。

そして、3G から4G へと進化していく過程で、音楽や動画、ゲームといった娯楽以外にも、ユーザの生活に根ざした様々なアプリ・サービスが開発・提供されるようになったことで、移動通信システムは、単なる通信基盤からユーザの生活を支える基盤へと変容していくこととなりました。

また、1G から3G まで変化する過程において、携帯電話の主な用途は音声通話からデータ通信へと徐々にシフトしていきましたが、フィーチャーフォンを利用していた頃における移動通信システムの機能的価値は、主として「情報の伝達」でした。ところが、スマートフォンの登場によって端末の性能が PC 並みへと向上すると、移動通信システムの機能的価値は、情報の伝達だけでなく、「情報をいかに加工・処理して新たな価値を付加するか」へと変容していききました。同時に、情報通信産業以外の業種においても、自身の産業における生産性の向上に向けて、スマートフォンをはじめとするワイヤレスの活用や、クラウド、ビッグデータ、IoT、AI、VR/AR 等と組み合わせた社会実装について本格的な検討が始まりました。「ワイヤレスの産業化」の次のステップである「産業のワイヤレス化」に向けた萌芽が見えてきた時期でもあります。



※この表では、3Gには3.5Gを含み、4Gには3.9Gを含むものとする。

出典：総務省作成資料



5G の登場

5G の利用シナリオと主な要求条件

5G の利用シナリオとして、「モバイルブロードバンドの高度化」「超高信頼・低遅延通信」「大量のマシントイプ通信」の3つのシナリオが提示されました。

ただし、5G では、単一のネットワークでこれらの全てのシナリオに対応する必要はなく、それぞれの利用シーンに応じて必要な性能を提供すれば良いとされています。

それぞれの利用シナリオにおける主な要求条件について以下のとおりです。

●超高速通信

4G においては、通信速度が下りで最大1Gbps 程度、上りで最大数百 Mbps 程度であったのに対し、5G の要求条件では、下りで最大20Gbps 程度、上りで最大10Gbps 程度となっており、4G の10倍以上の速度となることが見込まれています。4G 以上の高速大容量通信によって、4K/8K などの高精細映像をはじめ大容量コンテンツであっても高速に伝送されることが期待されます。

●超低遅延通信

5G における遅延は1ミリ秒程度とされており、4G の10分の1程度に短縮されることが見込まれています。これによって、4G では安全性の観点から実現が難しいとされていた自動運転や遠隔でのロボット操作（リアルタイムでの操作やミッションがクリティカルなものなど）も5G では実現させることが可能となり、様々な産業・分野において移動通信システムの用途が広がっていくことが期待されます。

●多数同時接続

4G においては、1km²あたり10万台程度の端末が同時に接続できるとされていたのに対し、5G では1km²あたり100万台程度の端末が同時に接続できるようになることが見込まれています。IoT 時代において膨大な数のセンサーや端末が存在する場合（例：スマート工場、スマートメーター、インフラ維持管理）であっても、通信に支障が生じないことが期待されます。

5G の基本コンセプト

4G までの移動通信システムは、最大限のデータ処理能力を確保し、高速・大容量通信の提供を目指したシステムでした。しかしながら、通信速度、遅延時間、範囲などに限界があったことから、平常時に通常想定される使い方をしているときは本来の品質を発揮しますが、外部要因による回線の突発的な混雑など何らかのトラブルや異常により品質が大幅に下がったり、一時的に利用不能になったり、サービス停止に陥ったりすることがありました。

これに対し5Gは、あらゆる利用シナリオでユーザが満足できる品質を提供するものとされており、「超高速」、「多数同時接続」、「超低遅延」という3つの異なる要求条件に対応することが可能な優れた柔軟性を持つネットワークでもあります。

しかし、「超高速」、「多数同時接続」、「超低遅延」といった5Gの要求条件を1つのネットワークで全て満たすことは、未だ技術的・コスト的にハードルが高く、また、現実の利用シーンを想定した場合、これらの要求条件を同時に満たさなければならないような状況は多くないと考えられます。

このため、5Gでは、全ての要求条件に対応するネットワークを整備するのではなく、利用シナリオ等に応じて、「超高速」、「多数同時接続」、「超低遅延」のうち必要な機能、品質を提供するネットワークとなります。

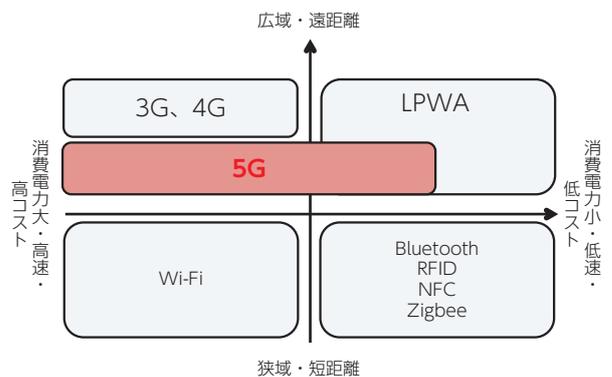
上記のようなネットワークを実現するため、5Gモバイルネットワーク用に策定された新しい無線アクセス技術、LTE、Wi-Fiなど様々な無線技術から構成されるネットワーク構築が想定されています。

IoTを支える通信技術としての5G

5Gは、IoT時代における多種多様なネットワークを包含する総合的なICT基盤として、様々な産業・分野における実装が期待されています。他方、IoTデバイスや関連のアプリケーションの数は爆発的に増加していますが、それらの用途は多岐にわたっており、通信特性も様々です。特に無線を用いるIoTデバイスは、消費電力や電波の特性等の制約条件が多いことから、単一の通信技術や規格でこれらのニーズ全てに応えることは困難です。

こうした多様なニーズに対応すべく、近年、様々な通信技術や規格が考案・開発されており、5Gもその1つです。カバレッジや消費電力の大小、通信速度やコストの高低に応じて、様々な通信技術・規格が存在しています。5Gは超高速大容量、超低遅延、多数同時接続といった特長を有している一方、カバレッジに関しては4Gに劣り、また、消費電力やコストに関しては、LPWA (SIGFOX、LoRa、NB-IoT など) や PAN (Bluetooth、NFC、Zigbee など) に劣っており、5Gが他の通信技術全てを代替するような万能な存在ではないことが分かります。

今後、各産業・分野のデジタル化を進めるに当たっては、その目的や用途に応じて、他の技術と上手く組み合わせて使うことが重要となります。



出典：平成29年版情報通信白書（一部改変）



4Gまでは高速・大容量化を遂げてきたのに対し、**5Gは超高速・大容量に加えて超低遅延及び多数同時接続といった要件を備えています。**ストレスフリーな通信やよりリッチなコンテンツを楽しむようにといったものだけでなく、**機械や車両等への搭載により産業や社会の効率化や利便性の向上、新たな付加価値を創出するためのIoTの基盤として活用が見込まれています。**



5G がもたらす社会全体のデジタル化

少子高齢化や都市圏への人口集中、自然災害の多発等、これまで ICT を用いて様々な課題解決に取り組んできました。

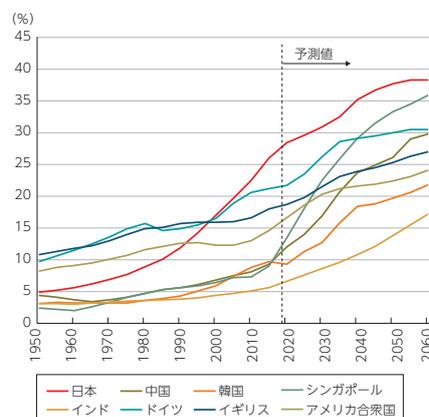
このような中、2019年末に中国より WHO に報告された新型コロナウイルス感染症拡大が、国内のみならず世界全体において市民の生命や経済活動に甚大な影響を及ぼしました。

各国はこの問題に対応するためにあらゆる手段を適用しましたが、その中でも ICT は非常に重要な役割を担っています。

日本が抱える課題と課題解決手段としての ICT

人口減少と少子高齢化

日本は課題先進国と称されるように、諸外国に先んじて人口減少、少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少、都市部への人口集中が進んでおり、加えてインフラの老朽化や気候変動による自然災害の増加、大型地震の発生等、近年様々な課題が顕在化してきています。高齢化率だけを見ても、1970年には7%と低い水準でしたが、1990年代以降は急激に進み、2005年には20%に達し、2060年までの予測値を含めて日本の高齢化率は最も高い割合となっています。



出典：国際連合「世界人口予測2019年版」を基に作成



解決

●労働の質の向上

例えば、人間がコンピュータを操作して行う作業をソフトウェアによる自動的な操作によって代替する等の ICT の導入で定型作業が自動化されることにより、業務の効率化が図られ、生産的な仕事に注力できる環境を整えることが可能になります。

雇用の質の向上はもちろんのこと、人口減少に伴い発生する人手不足をいかに ICT によって補い生産性を向上させ、労働全般の質を向上させるかが重要となってきます。

●関係人口の拡大

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でも観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指します。人口減少や少子高齢化に伴い地域の担い手が不足していく中で、交流人口を増加させるだけでは地域コミュニティの維持は困難ですし、また移住者がすぐに増加するとは限りません。

そこで、地域づくりの担い手として地域外の人材を地域の熱心なファンとして取り込む、すなわち関係人口を増加させることが重要となりますが、この増加に ICT を活用した情報発信や関係づくりの取組が貢献します。

都市部への人口集中

国連の調査によると、世界の都市圏の人口割合は年々増加傾向にあり、都市人口は2015年の約40億人から2030年に50億人を超え、2040年には60億人まで増加すると推定されています。

中でも東京の都市人口は2025年まで世界第1位の予測となっており、埼玉、千葉、神奈川を含む東京圏には日本の総人口の約3割が居住するなど、日本の都市への人口集中の度合いは世界の中でも特に高くなっているといえます。



解決

●市場の拡大

ICTの普及で時間と場所の制約を超えて市場が拡大し、マッチングコストの低下により規模の制約を超えて多品種少量生産でも市場が成立するようになっていきます。すなわち、**地方の小規模な市場であっても、インターネットで世界と繋がることであらゆる地域の消費者の様々なニーズに即した商品・サービスの提供が可能**となることを意味します。また5Gも含めたインターネットの活用により遠隔地と繋がることで、**モノだけでなく遠隔授業や遠隔医療等といったサービスもオンラインを通じて提供可能**となるなど、取引対象の拡大といった側面での市場の拡大も期待できます。

●就労機会の拡大

テレワークやクラウドソーシング、アバターロボットの導入等、場所に囚われない働き方が可能になったことで、育児・介護・障害等これまで様々な事情により就労が困難であった人が就労機会を得られるようになりました。このように**インターネットに接続できる環境があれば、地方に住みながら都市圏の仕事を行うことも可能**となるなど、ICTを活用することでより柔軟なワークスタイルを選択することが可能となります。

インフラの老朽化

2018年時点で道路橋の約25%、水門等の河川管理施設の約32%が建設から50年以上経過しており、それぞれ2033年には約63%、約62%にまで増加する見込みですが、自治体では、増加する老朽化インフラの管理を少人数又は専門外の職員で行わなければならない状況となっていることが推測されます。



解決

例えば道路管理以外を目的とした業務で外出する際に、道路管理者向けアプリを入れたスマートフォンを公用車に搭載し、他の業務と並行して道路損傷等を確認するという使い方をすることにより、道路管理のコスト削減に役立つことが期待されます。また、目視で修理の必要性を判断するには一定の経験とスキルが必要ですが、AIの活用によってスキルの未熟な職員であっても業務に当たれるというメリットもあります。さらに、収集データを分析し、道路の状態を1つ1つの点ではなく点を結んだ線として認識することで、路線全体の老朽化度合いを判断し修繕計画に反映することも将来的に期待されています。



災害リスクの高まり

これまでも日本では大規模な地震や台風による被害を受けてきており、防災に対する意識は高い傾向にあります。

世界的に見ても、日本では周辺の海洋プレートの影響により欧米諸国に比べてマグニチュード6以上の地震が多く発生しており、2008年から2018年までの期間において全世界で発生したマグニチュード6以上の地震の約13.1%は日本で発生しています。



解決

千葉市では「人口減少と少子高齢社会」、「地域コミュニティの希薄化（核家族化や単身世帯の増加、町内自治会加入率の低下）」、「ICTの普及（ネット普及率の増加及びスマホ保有率の増加）」という環境変化を背景に、行政としてICTを活用することで市民との間に新たな関係を構築すべきと考え、市民が行政に参画するためのツール「ちばレポ」を構築しました。

「ちばレポ」は、市内で起きている様々な課題を、市民がレポートすることで、市民と行政、市民と市民との間で共有し、合理的、効率的に解決することを目指すものです。

今後、特に活用領域として注目されるのは防災領域ですが、大きな災害が発生した場合に市職員のみで広範囲にわたる被害状況を子細に把握することが難しいことから、発生後の復旧対応の優先度等を判断するための情報収集手段として役立つ可能性が期待されています。

～千葉市の事例～

5Gが促す産業のワイヤレス化

5Gの社会実装

5Gは産業・社会の基盤となることが期待される技術ですが、社会への実装はどのように進むのでしょうか。5Gの商用開始から当分の間は、通信需要の高いエリアを対象とした超高速サービスの提供が想定されていることから、5Gの社会実装に関しても、超高速・大容量の特長を活かした映像系のアプリケーション（映像中継、映像監視等）から進むものと想定されています。

その後、ネットワークが整備されていくと、超高速だけでなく超低遅延や多数同時接続に対応したサービスの提供がより進むことが想定されます。具体的には、遠隔制御やコネクティッド・カー、ロボット等のIoT関係の実装が進んでいくことによって、5Gの真価が発揮されることとなります。



出典：総務省（2020）「第五世代移動通信システムのもたらす経済及び社会の変革に関する調査研究」

各産業・分野における5Gの実装と期待される効果

■ 農業 ■

リアルタイムでの遠隔モニタリング

農場等に固定した高精細カメラや、ロボットやドローン等に設置した移動カメラからの映像を、5Gの回線を利用して超高速かつ超低遅延で伝送することで、リアルタイムでのモニタリングを行うことができます。例えば、農地や作物生育の状況、家畜の状況等を確認することができ、このモニタリング結果を基に目視によらず適切な栽培・飼養管理を行うことができます。

特に、5Gを通じて高精細な映像がリアルタイムで活用できる点は、高精細映像がビッグデータの一部となり、かつ、AI解析にかけられるメリットがある可能性があります。例えば、気温や湿度等のセンサーから収集した多様な観測データをクラウド基盤上で分析し、日照量や水分量などを自動管理・制御するといった取組等において、新たに映像情報が加わることで、リモートセンシング技術の活用やAI解析による精度向上が期待されています。

AIが分析した生育ステージに応じて施肥を行うなど、データの活用により作業の最適なタイミングを判断することで収穫量の増加や品質向上が見込めるほか、鳥獣被害や不審者侵入等の異常（リスク）検知等にも応用可能となります。



出典：総務省作成資料

遠隔指導・支援

現場の高精細カメラやスマートグラス等のデバイスを活用し、5Gを介して映像伝送することで、遠隔地の専門家（専門医、ベテラン技術者や指導員等）との視覚情報の共有が可能となり、専門家は遠隔地から新規就農者への技術指導等を行うことができます。

また、データ基盤と連携させ、得られたビッグデータをAIで解析することにより、熟練者の「匠の技」を見える化し、スマートグラス等への5Gを介したリアルタイムなフィードバックも可能となります。

農機等の遠隔監視

現在、市販化されているロボットトラクタでは、接近検知による自動停止装置の装備等によってリスクを低減しつつ、使用者は、自動走行する農機をほ場やほ場周辺から常時監視し、危険



の判断、非常時の操作を実施しています。一方で、現在、更なる自動化、省力化に向けて、目視できない条件下で、無人のロボット農機がほ場間を移動しながら、連続的かつ安全に作業できる技術を開発しているところです。

こうした無人走行システムの社会実装に当たっては、車両や周辺状況を農業者が遠隔地から監視する必要がありますが、こうした通信に当たり、超低遅延等の特長を有する5Gの利活用が期待されているところです。

農機等の遠隔監視に関する取組事例

NTTグループ、北海道大学及び岩見沢市は、5Gなどの技術を取り入れたスマート農業を実用化するため連携協定を結び、岩見沢市内の農地で無人トラクターを使った農作業に取り組んだり、センサーやカメラで作物の生育状況を把握したりする実証実験を手掛けています。

5Gのほかに岩見沢市が現在整備中のBWA等の最新技術を組み合わせることで、遠隔監視による無人状態での完全自動走行に求められる超高速・超低遅延で信頼性の高いネットワークの実現を目指しています。



出典：総務省（2020）「第五世代移動通信システムのもたらす経済及び社会の変革に関する調査研究」



AI、IoT等の先端技術を活用した**スマート農業**において、**リアルタイムでの遠隔モニタリング、遠隔指導・支援、農機等の遠隔監視等へ5Gを活用**することで、作業の自動化、データの活用などを通じた生産性向上効果がさらに高まることが期待されます。また、5Gの活用は、スマート農業による生産性の向上のみならず、過疎地域における生活環境の改善による定住促進などコミュニティの維持、活性化につながることも期待されます。

■ 建設・インフラ分野 ■

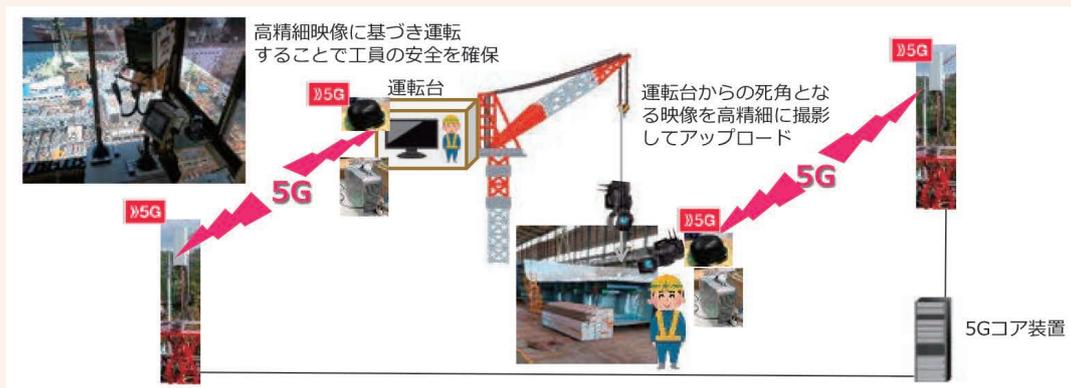
インフラ点検

現場に設置された固定カメラや、ドローンや点検車両等に設置された移動カメラからの映像を、5Gの回線を利用して超高速かつ超低遅延で伝送することにより、リアルタイムの監視・管理を行うことが可能となります。特に、LTEやWi-Fiなどの従来の通信技術では困難であった、4K・8K等のより高精細な映像の伝送によって監視業務の精度が高まるとともに、AI技術を活用して情報量の増した映像を解析することによって、電線、道路、建物の外壁、鉄道の線路等における早期の異常検知等を行うことができます。より現場に近い「エッジ」と呼ばれる領域のサーバで演算等の処理を行い、5Gの超低遅延性を発揮することで、よりリアルタイムに検知を行い、フィードバックすることも可能となります。

建機等の遠隔操作・制御等

5Gの超高速・大容量の特長を活用した試験として、2019年度の総務省5G総合実証試験では、造船業におけるクレーンの玉掛作業での安全確保支援に関する実証を行いました。

通常、玉掛作業では操縦者からの死角が多いため、音声で指示に従いクレーン进行操作しますが、より安全にクレーン操作を実施するため、5Gを用いて死角となっている場所の4K高精細映像を運転台に送信することで死角を解消し、その映像を確認しながら安全に作業できる環境を実現するサービスを提供した際の5G性能を評価し、その効果を明らかにしました。



出典：総務省作成資料

5Gと多様な技術が連携した点検や施工により、現場での作業員の負担を減らし、工期短縮や省人化、手戻りの大幅な減少が可能となり、作業の効率化、品質確保につながります。

インフラ点検では、技術者の判断支援に5GやAI等の多様な技術を活用し効率的かつ品質を確保した予防保全を行うことで、長期的には、社会資本の長寿命化の推進や維持管理・更新費等のトータルコストの縮減・平準化につながり、また、災害時等における建機等の遠隔操作・制御や高精細映像の伝送における5Gの活用は、より高度な技術実装を加速し、施工における品質確保とともに効率化につながり、現場における労働時間低減等の働き方改革にも寄与するといえます。

将来的には、自律型建機等が実現すると、災害時等以外でも活用可能となり、人員不足に起因する課題解決は一層進むと推測されます。加えて、品質を維持したまま機器を長時間稼働させることも可能となるため、工期の大幅な短縮をはじめ新たな施工の仕組みが生まれ、コスト削減のみならず付加価値を生むようなビジネスモデルにつながる可能性があります。

こうした施工技術や仕組みは、建設のみならず、類似の制御機能や機器を扱う業態や現場への応用・横展開も広がると予想されます。

こうした次世代の施工の仕組みを実装する事業者やプラットフォーム等の登場により、新たな業態・ビジネスの創出も予想されます。





■ 製造業 ■

工場内のモニタリング

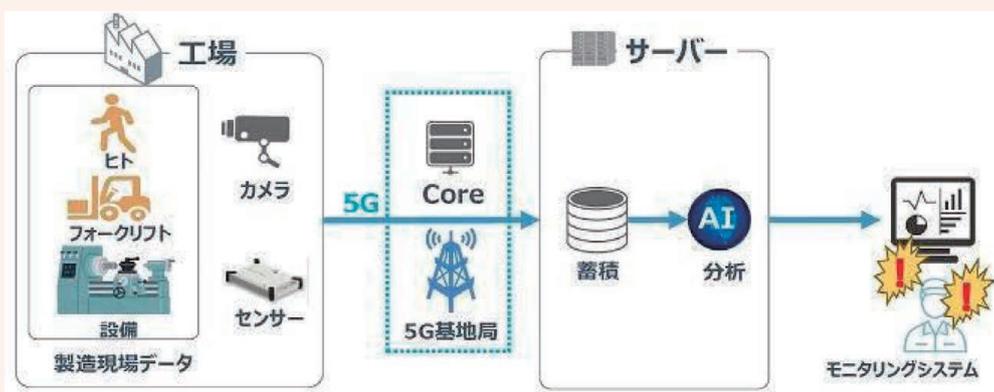
工場内に設置された高精細カメラからの映像を、5G を利用して超高速かつ超低遅延で伝送することで、リアルタイムでの設備や機器の状態監視を行うことができます。

従前より IoT の導入を通じて稼働状況をデータ計測することによる、工場内の「見える化」が行われていますが、これらのデータはあくまで設備等の稼働状況を取り出したデータであり、人の動作等を含むカメラ映像という付加情報を与えられることのメリットは大きいです。

また、IoT 等デバイスを既存設備に直接取り付けることで生じうる精密な動作への影響を取り除くことができるメリットもあります。5G が有する超高速・大容量の特長によって、4K・8K 等のより高精細な映像を伝送することで、より正確かつ精緻なモニタリングが可能となります。

また、超低遅延の特長によりフィードバック制御の精度を上げることも可能となります。

さらに、AI 技術を活用した解析を行うことで、作業員の作業効率化のみならず、製造ラインによっては商品のキズや加工のムラを自動検知することも実現可能となります。より現場に近い「エッジ」と呼ばれる領域のサーバで演算等の処理を行い、5G の超低遅延性を発揮することで、よりリアルタイムに検知を行い、即座にフィードバックすることも可能となり、建設分野と同様に、予防保全までも視野に入れることができます。



出典：総務省（2020）「第五世代移动通信システムのもたらす経済及び社会の変革に関する調査研究」

作業支援

工場内の製造ラインにおいて、作業内容に応じて、PC やタブレット、VR/AR 技術等を活用して、5G を介して、人と生産システムのインタラクションにおける支援を行うことができます。例えば、AR ゴーグルを使いながら補完情報を用いて作業を円滑に行ったり、遠隔での指導やコミュニケーション等にも応用したりすることができます。

一般に、工場内では有線を張り巡らせて機器を接続することが多いですが、より柔軟な設置や稼働を実現する上で無線環境は欠かせません。

また、VR/AR 技術を活用する場合は、作業員が VR/AR 映像で作業している際の「酔い」を予防するため、超低遅延でのスムーズなデータ伝送や画像処理が必要となります。既存方式 (Wi-Fi 等) では速度や遅延等の性能が不足するところ、5G の特長を活かしてレスポンスを高めたシステムを導入することで、ケーブルレス化を進めるとともに、作業支援や品質改善にも活用できるようになります。

設備等の自動化

工場では、生産工程の自動化（自動制御等）やモニタリング・最適化等を目指すファクトリーオートメーション（FA）技術や、製造プロセスの合理化やエネルギー消費の低減、安全性の確保といった側面からFAとは別の形態で進化してきたプロセスオートメーション（PA）技術が進化しています。

これらのFAやPA技術において、5Gの特長を活かしワイヤレス化することで、例えばIoTによる生産ラインからの大量のデータ収集や、生産設備のリアルタイムでの遠隔制御などが実現できます。

既存技術（Wi-Fi等）では、精度や遅延等において求められる水準が高いクリティカルな領域にはFAやPA技術が適用できなかつたところ、5Gの性能では、適用が射程に入ってきます。

さらに、生産設備に組み込まれているロボット等の関連装置により近い「エッジ」において、通信と連携しながら、データ処理とフィードバック制御を行うことで、工場内での高い性能要件に対応すること等が想定されます。

製造業の生産現場では、熟練工や労働力不足といった課題が顕在化している中、工場内の自動化においても、人と機械の協調により省力化・生産性の向上を推進してきています。5Gによって、工場のワイヤレス化がステージアップすることにより、多数の設備を同時に映像でモニタリングすることによるメンテナンス性の向上に加え、レイアウト自由度の向上によるスペースの有効利用及び作業環境の最適化が図られ、稼働率や生産性の向上に寄与することが期待されます。

また、熟練工を含む労働者の情報が収集・蓄積され、ノウハウとして共有することが容易になることから、技能伝承面での問題を解決する一助になります。

これらにより、スマート工場の実現が期待されます。



様々な分野におけるデジタル化の進展によって、非対面を前提とする働き方やサービスが定着することもありますので、**このような社会に対する人々の意識変革**が求められます。



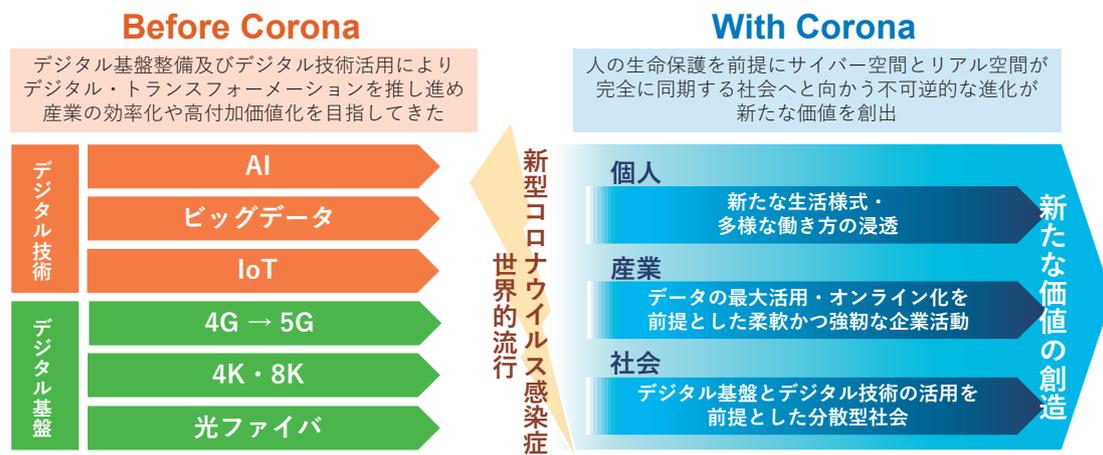
新型コロナウイルス感染症の収束後の社会を見据えたデジタル化の動き

新型コロナウイルスの感染拡大以降、三密（密閉、密集、密接）を回避し、感染リスクを下げる目的からテレワークやオンライン教育が導入され、これまでオンライン化があまり進まなかった領域においても、デジタル化の波が押し寄せつつあります。

これにより、長年にわたる慣行が崩され、デジタル化・リモート化を前提とした活動が定着することで、個人・産業・社会といったあらゆるレベルにおいて変革が生まれ、新たな価値の創造へとつながります。

これまでもデジタル基盤の整備やデジタル技術の活用により、産業の効率化や高付加価値化が進められてきましたが、新型コロナウイルス感染症の収束後の社会に向けて人々の活動の場がリアル空間からサイバー空間へと移行していくことが推測されます。

第5世代移動通信システム（5G）をはじめとするデジタル基盤やIoT、ビッグデータ、AIといったデジタル技術の活用は、今まで以上に重要となってきます。



テレワークの推進

総務省をはじめ関係省庁においては、従来から、時間や場所を有効に活用した働き方を実現するテレワークの導入を推進しており、企業にとっての競争力強化のみならず、新しいビジネスの創出や労働形態の改革、事業継続性の向上をもたらすとともに、多様化する個々人のライフスタイルに応じた柔軟かつバランスの取れた働き方の実現に寄与するものであるとして、テレワークの専門家であるテレワークマネージャーや補助金等によるテレワーク導入のサポートを行ってきました。

2019年9月末時点での企業におけるテレワーク導入率は20.2%でしたが、東京2020大会に向けてさらに導入が進められていたところ、この度の感染症拡大の対策において改めてその有用性と必要性が見直されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、多くの人が集まる場所での感染の危険性を減らすことが重要であり、通勤ラッシュや人混みを回避し、在宅での勤務も可能となるテレワークは、その有効な対策の一つです。総務省では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、患者・感染者との接触機会を減らす観点から、可能な限り、テレワークを積極的に活用するよう呼び掛けています。

イベントのオンライン開催

緊急事態宣言を受け、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催自粛要請が出され、観客や来場者を集めての興業やイベントの実施は中止や延期が相次ぎ、オンラインでのイベント等の実現を模索しました。

●観光

全国的に人の移動が制限される中で、観光業にも大きな影響が出ていますが、VRなどを活用して、遠隔地にいながら観光を楽しむ企画が生まれています。

緊急事態宣言を受け、9割の旅館が臨時休業する中、若手経営者らが温泉を疑似体験できるVR（バーチャルリアリティー、仮想現実）映像の製作を始めた事例や小中学校が休校し外出を控えている子供たちに、新たな教育体験を提供しようという試みで、水族館の遠隔見学を実施した事例等があります。

●企業によるイベント

クラスター対策として、就職活動の場面においても合同企業説明会が中止された影響で、Web説明会やWeb先行を活用した「ウェブ就活」に切り替える企業や学生が急増しています。

さらに、面接をウェブで実施する企業等も現れ、これまで対面が当たり前だった就職活動に変化が現れているといえます。

デジタル化を前提とした業務・慣習の見直し

新型コロナウイルス感染拡大で経済活動の停滞が懸念されていることを踏まえ、行政手続のデジタル化、書類の押印等の業務見直しが加速しています。

こうした取り組みは、地方公共団体等の「窓口に並ぶ」ことで密集・密接に繋がることを防ぐだけでなく、大規模災害の発生に備えた、災害・感染症対応能力の高い強靱なデジタル社会の実現にも資するものです。

また、平時においても手続の効率化が図れることも期待されます。

セキュリティを確保した上で5Gなどを活用し、高齢者、障害者、ICTに不慣れな人も含め、誰一人取り残すことなくデジタルの恩恵を享受できる社会の実現を図ることが求められています。



新型コロナウイルス感染症収束後も、次なる感染症の流行や大規模災害の発生など、国民生活や経済活動の維持が困難となる事態も想定されることから、ICTを活用した業務継続に向け、恒久的な対策が必要不可欠です。

令和2年版情報通信白書は総務省HPに公開されていますので、本編をご覧ください。

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/02honpen.pdf>

中小企業のための IT導入のすすめ

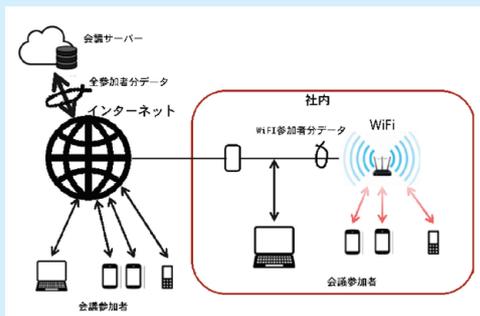
鹿児島大学 副学長・教授
学術情報基盤センター長
大学院理工学研究科工学博士

森 邦彦



クラウドの利用はいかが？③

つい最近、ある団体の会員からオンライン会議についての相談がありました。彼は Zoom などを使って団体内の会議をオンラインで開催したい旨を事務局に相談したところ、その団体の事務局は回線が一つしかないので無理だと言われた、ということです。「回線が一つしかない」ということの意味は定かではない（新しいことにチャレンジすることに対する恐怖もあるのかも？）のですが、おそらく数十人から百名程度の会議は回線に負荷がかかるのではないかと、ということだと思います。今回はちょっと予定を変更して最初にこのことについて解説します。



図のように Zoom や Webex、MS-Teams などの Web 会議システムのサーバーはクラウド（外部）にあるので参加人数によってサーバー側の通信容量は増減しますが、参加者側の通信容量が変化することはありません。参加者側では自分の映像と音声データをサーバーに送信し、サーバーからは全参加者分をまとめた一つの映像と音声データを受信します。すなわち、参加者側ではサーバーへの上りも下りも音声データ+映像データ分の通信容量が確保できれば十分です。要するにこのようなクラウドサービスでは、YouTube の動画を普通に見ることができる通信容量を上り下りで確保できれば、参加者が何人いても問題ないといえるでしょう。上位側が光回線でインターネットに繋がっている WiFi や有線 LAN であればまず問題ないでしょう。ただし、図のように同じ WiFi などを使っていれば、使用している WiFi 回線の通信容量は当然人数分だけ増えます。何人まで接続できるかは WiFi 機器により異なります。一般的に回線に負荷がかかってくれば音声が途切れたり不明瞭になる、映像が途切れたりカクカクする、などの症状が出てくるのでその場合は映像をオフにするか別な接続環境に切り替える（可能であれば）などの処置が必要です。サーバー側には相当の負荷と通信容量が必要になりますが、そこはクラウドの長所で柔軟に負荷分散、必要容量が確保できるようになっています。一般的な Web 会議システムでは百名程度までの同時接続は問題ないようです。

スマートホンなどでは、WiFi ではなくキャリアのデータ

通信機能を使って会議に参加する場合、通信容量を確保することは難しく、映像をオフにするなどの工夫が必要になる場合があります。また、上記は多人数参加を前提とした Web 会議システムの場合で、テレビ電話のようなもともと 1対1のコミュニケーションを前提としたシステムでは、参加人数によって通信容量が増える場合があります。

比較的古くからあるクラウドサービスの一つにファイル共有サービスがあります。当初はサーバーがクラウド上にあるだけのシンプルな共有ファイルシステムで、情報漏洩などの問題が内在していました。セキュリティが社会的な問題になった現在、大半のサービスはデータを複数のブロックに分けて暗号化した後に複数のサーバーに分散保存するなどのセキュリティ対策を施しています。分散・暗号化することで仮に一つのサーバーから保存情報が漏洩したとしても元のデータの安全性が確保されます。グループ内で共有して使用できるため企業内の部門内での情報共有がスムーズになります。このサービスを使用しない場合は企業内ネットワーク上にハードディスクなどを設置し（NAS と言っています）部門内で共有する方法がありますが、不適切な設定や管理者不在によるセキュリティの低下を避けられないと言えるでしょう。クラウドファイル共有サービスでは自社のデータを外部に保存することの不安感がどうしてもありますが、現在では上述のようにセキュリティを十分に考慮したサービスであれば、自社内に NAS を設置するよりもはるかに安全であると言えるかと思います。

最後に社内 IT を推進するためにも担当者が必要になりますが、中小企業では十分な知識を持った人材を採用すること、あるいは専務させることはなかなか難しいでしょう。兼務でもいいのですが、仕事をこなしながら必要な知識を吸収できるような環境づくりが必要です。したがってこの担当者には最初から十分な知識を持っている必要はなく、社内の IT 化に理解・興味を示す人材、コミュニケーション能力がある人材（IT は社内全般にわたるので社内のコンセンサスやトップへの説明が必要）を選ぶ必要があります。単純に若いから、IT をよく知っているから、というだけで選んではダメでしょう。また、トップが信頼をおける人材であることも必要です。トップに求められるのは、IT 推進の理解と担当者を孤立させないことです。この IT 担当者を社内ですくわらないことをやっている人、社内でもうからないことをやっている人、にしてはいけないでしょう。また、トップは IT の技術を理解する必要はなくその意義や意味、会社にとって有益なのかどうかなどを判断・理解して GO サインを出してください。

以上 4 回にわたる連載の最後となりました。IT 推進のちょっとしたきっかけになれば幸いです。

南国鹿児島から 安全でおいしい 旬の野菜・果物を

鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合

人の暮らしに欠かせない「食」。四季を彩る青果物が日々の食生活を支えています。

鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合および組合員の皆様は、その当たり前が当たり前であり続けるために、生産者と消費者をつないでいます。

今回、同組合の梶井副理事長に組合の活動についてお話しをお伺いしました。



副理事長の梶井健一郎氏

■組合の概要

消費者の皆様へ「安全・安心」な青果物をお届けすることを使命に

本組合は、昭和25年に仲買人制度が復活したことを契機に前身の任意組織が設立され、昭和45年に協同組合として法人化しました。

組合員は、鹿児島市中央卸売市場青果市場で仕入れを行う売買参加者、いわゆる町の八百屋さんや果物屋さんであり、早朝の市場から「新鮮」かつ「安心」「安全」な野菜・果物を、鹿児島市はじめ全国の消費者の皆様にお届けしています。

その組合員の大切な仕事が少しでも円滑にいくように、組合では、組合員が仕入れた商品の代金を取りまとめて仕入先に支払う「代払業務」や青果物以外の食料品を販売する「食料品部の運営」等を行っています。



■ 業界を取り巻く環境変化と対応

卸売市場法・食品衛生法の改正、新型コロナウイルス感染拡大による影響

近年、業界を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

一つ目が、令和2年6月に施行された卸売市場法の改正です。この改正で大きなポイントとなるのが、第三者販売禁止の原則廃止です。これまで、中央卸売市場の卸売業者は、売買参加者（本組合の組合員）や仲卸など、「競り権」を持つ者以外への販売は原則として禁止されていましたが、それ以外の第三者に直接販売することが可能になりました。この第三者取引が一般的になると、需要と供給のバランスを保ちながら形成されていた「適正価格」や、小売業や仲卸業の競り参加者の「目利き」が失われる可能性があります。また、組合の代払業務の取り扱いが減少する懸念があり、組合の存続に影響を与えかねません。いつの時代も助け合いの精神があってこそ様々な苦難を乗り越えられたのだと思います。この「互助の精神に基づく組合組織」は、将来直面する課題を解決するためにも必要不可欠だと思います。何としても守っていかねばなりません。

二つ目が、食品衛生法の改正です。この改正で、すべての食品事業者は、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められることになりました。現在は猶予期間ですが、令和3年6月からは完全義務化になります。何をしなければならぬのかをしっかりと理解し、確実に対応していく必要があります。組合員が取り残されることのないよう組合としても衛生管理のための手引書を配布するなど周知に努め、バックアップしているところです。

三つ目が、新型コロナウイルスの感染拡大による影響です。外出自粛もあって、特にホテルや飲食店等を取引先とする組合員は、売上に大きな打撃を受けています。また、一般消費者向けであっても、町に人が出てこなければ売上にはつながりませんので、全く影響がないわけではありません。組合では、組合員に対して事業継続の一助となるよう一律で給付金を支給したほか感染防止対策の一環としてマスクを配布しました。前述しましたが、こういった苦難の時こそ協同組合の助け合いの精神を十分に発揮し、組合員が一丸となって乗り越えていきたいと思っています。

■ 食料品部の運営

誰でも利用できる市場内のスーパーマーケット

組合が運営する「食料品部」は、一般の方も自由に出入りできる鹿児島市中央卸売市場青果市場の「管理棟1F」に店舗を構えています。

食料品部は、学校や病院などに納入を行う組合員の利便性を考慮し、青果物以外の納入食料品を市場内で一括して調達できるように一般的なスーパーマーケットの食料品コーナーに置いてあるような様々な食料品を市場価格より安価に取り揃えています。

あまり知られていませんが、『一般の方でもご利用いただけます』ので、ぜひお立ち寄りください。



品ぞろえ豊富な食料品部店舗内部の様子

■ 組合および組合員の取引力強化に向けた取り組み 組合ホームページの作成

様々な業界で新型コロナウイルス感染拡大の影響による売上減少等が叫ばれる中、組合として組合員の取引力強化に取り組めないか模索していたところ、鹿児島県中央会が支援する取引力強化推進事業の公募案内が目にとまりました。

情報化社会においては、ホームページを介した情報収集が一般的なことになっていることもあり、まさに組合ホームページの作成を検討していたところでしたので、そのコンテンツのひとつとして「組合員の店舗情報」や「組合員が取り扱う旬の食材等」を紹介することで組合員の取引力強化を図ることとし、事業に取り組みました。

組合員の紹介では、消費者が最寄りのお店を簡単に検索できるよう地区ごとにわけ、各お店の店舗名や住所のほか、店舗の外観や地図、想いをのせたメッセージを添え、旬の野菜は、季節ごとにわけ、こういった青果物が今のシーズンに食べられるのか掲載するなど、ホームページを閲覧した消費者が求める情報がより効果的に提供できるよう配慮しながら進めました。

令和2年12月に公開し始めたばかりですが、組合員の店舗が近隣住民に広く周知されることで、来店客の増加、ひいては売上の増加・組合共同事業の活性化につながることを期待しています。また、前述した食料品部についても、一般の方が利用できることを広くPRすることで組合の存在意義を高めることもねらいとしています。

コロナ禍においては、外食需要が低迷する一方で、内食需要は高まりつつあると耳にしています。これをひとつのチャンスと捉え、身近で「新鮮」かつ「安心」「安全」な野菜・果物を購入することができることを消費者の皆様にご案内いただき、組合員の店舗の存在価値を再認識していただくとともに、さらに高めることができれば幸いです。



新たに開設した組合ホームページ
 << <https://kagoshimaseishoku.com/> >>



組合員の紹介



旬の青果の紹介



■ 今後の展望

組合は「組合員のために」

新型コロナウイルスに関しては、今後ワクチンが普及し世界的に感染が抑えられていけば、日常の生活が戻ってくると思います。ただし、どのくらい先の話になるのかは不透明ですので、苦しい環境を凌いでいかなければなりません。

青果物は食生活にあって当たり前ということは、裏を返せばなくてはならない存在であると言えるのではないのでしょうか。

これからも、消費者の皆様が必要とされ、愛される存在であり続けるために、組合員が未来を見据え、「安全・安心」な青果物をお届けするという使命を全うするほかありません。

そのためには、組合が組合員の経営を最大限バックアップしていくことが重要となってきます。

具体的には、青果物を安定供給する中央卸売市場の代金決済を円滑に行う上で不可欠な機能である代払業務を維持していかなければなりませんし、今般開設したホームページも開設がゴールではなく、定期的に更新し、消費者のニーズにあった新しい情報を発信し続けなければ意味をなしません。

また、対外的な情報発信だけでなく、組合員への情報発信をより強化していくことにも必要性を感じています。

組合員それぞれが課題を抱えていますが、それらの課題を解決する支援策や制度があるにも関わらず、うまく収集できていないという現状もあるものと想定されます。

また、支援策や制度を活用しようにも煩雑で二の足を踏むかもしれません。

これらも今後の組合の課題と捉え、組合員に寄り添った支援ができるような体制も構築できればと考えています。

鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合			
代表者	代表理事 福井 利信		
設立年月日	昭和45年7月1日 (前身：昭和25年5月21日)	組合員数	78人
所在地	鹿児島市東開町11-1		
主な事業	組合員の取扱品の買受代金の代払業務、組合員の取扱品の共同仕入 等		
電 話	099-267-3822		

取 材

後 記

ある高校生が、作文の中で「当たりの対義語は有難う」と書いたという情報を目にしたことがあります。今回の取材を通し、当たり前のように生活する裏には、多くの方々の支えがあることを改めて痛感しました。一消費者として、その支えに感謝する気持ちを忘れないようにしたいと強く感じました。

元気を出そう!

がんばれ
中小企業



“人ではなくモノを動かす” コロナ禍における旅館経営とは

株式会社 指宿白水館



代表取締役社長
下竹原利彦 氏

株式会社指宿白水館は1947年（昭和22年）に、「白水館」として鹿児島市内で創業しました。当時は12室のみでしたが、現在では195室の客室と約5万坪の敷地内にある松の庭園や350点を超える所蔵品を展示する「薩摩伝承館」を構え、県内一流の温泉旅館として私たちに「癒しの場」を提供しています。今回は昨年12月に代表取締役社長に就任された、下竹原利彦氏にお話をお伺いしました。

■創業73年の軌跡

株式会社指宿白水館は戦後間もない1947年（昭和22年）に、祖父の故下竹原弘志が鹿児島市内に12室の旅館「白水館」を創業したのち、1960年（昭和35年）に指宿温泉へと進出しました。進出した当時は、南国風のハワイアンホテル白水館として経営していましたが、今の相談役（下竹原和尚氏）が、和風旅館として切り替え、2008年には、薩摩藩の歴史的な品々を展示する「薩摩伝承館」が誕生し、現在に至っています。

今の相談役（下竹原和尚氏）は「オンリーワンをたくさん作る」が口癖で、砂むし温泉や元禄風呂、5万坪を超える敷地や松林、薩摩伝承館などは、当館のオンリーワンであると思っています。

また、料理もさることながら、入手困難な芋焼酎「森伊蔵」をふんだんに呑むことができます。先代からのご縁で、蔵元とは繋がりががありますので、お客様に提供できています。

革新的な「オンリーワン」が当館の特徴であると思っています。



■事業承継を受けて

代表取締役社長就任以降、経費への意識が高まりました。

“時は金なり”とよく言いますが、何気ない時間を過ごすことに勿体なさを感じ、そういった時間にも何かプラスを生み出さなければいけないと強く感じるようになりました。

新しい宿泊のプランや何か面白いことを考えるときは、古風な凝り固まった思考ではなく、若い従業員の考えが重要になってくると思います。入社して日が浅い場合は、口に出して言うことはとても勇気が必要なことです。言いたくても言えない雰囲気ではなく、自身のアイデアを自由に言える環境はとても大切だと思います。

会社の方針としては、指宿だけでなく、県外や海外に目を向けなければならないと思っています。海外のお客様に来てもらうことも1つですが、こちらが海外へ出ることも1つの方法です。あるいは、海外へ輸出することも1つの方法であると思います。

日本国内だけでは市場が狭くなっていくことは明白なので、海外市場は視野に入れていかなければならないと思っています。“宿泊か、レストランか”のような業態に囚われることなく考えていく必要があります。

「企業は人」です。お客様をはじめ、従業員、従業員の家族も含めての「指宿白水館」ですので、全員が笑顔で活気のある職場で働けるよう経営していきたいです。



松の庭園、錦江湾・大隅連山を望む客室



薩摩伝承館



元禄風呂

■新型コロナウイルスと Goto トラベルキャンペーン一時停止の影響

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、約9割の売上が減少し、大打撃となりました。また、GoTo トラベルキャンペーンにより10月から12月中盤までは大勢のお客様にお越しいただき、スタッフ総出で対応しましたが、一時停止となり再開は不透明なままです。

そこで、2021年2月～3月末まで、日曜から木曜日までを休館日とし、金曜日、土曜日だけの営業に切り替えました。2割程度の稼働率ですが、通常営業するより良いと判断しました。

今の感染状況だと、お客様に来ていただきたい反面、感染していても無症状の方もいらっしゃると思うので、感染が拡大してしまうのではないかと不安も残り、営業のしにくさを感じています。

■企画する新事業とものづくり補助金

現状、お客様は動けない状況にあるので、人が動けないのならモノを動かすことに注力しようと思い、通販部門をもう少し拡大する方針です。

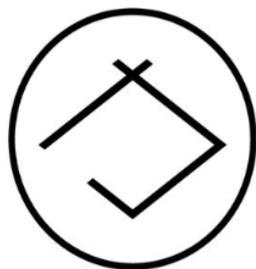
以前より、お客様から「白水館の角煮や豚骨を自宅でも楽しみたい。お土産で買えないか。」等の声をいただいていた。冷凍やレトルト等で商品化できないかということは考えていたので、商品化、検査を行い、販売する予定です。商品はまだ試作段階ですが、当館オリジナル商品を完成させるために試行錯誤をしています。

通販部門の拡大に伴いまして、鹿児島県中央会が支援する「ものづくり補助金」を申請し、真空パックや芯温計、ラベルプリンター等を整備する予定です。

通販商品を取り扱う、「女将のおとりよせ～かみよせ～」は、当館の女将が自信をもっておすすめする故郷の逸品を紹介しており、贈答用や自宅用でも準備できます。また、目的や商品名、価格帯等でも商品を検索できますので、よろしければご利用ください。

(<https://okami-otoriyose.jp/>)

女将のおとりよせ



かみよせ



かみよせ内の情報発信「女将コラム」



砂むし温泉



■ コロナ禍での宿泊業とは

「人の移動が制限されるコロナ禍」と「宿泊業」は非常に相性が悪いと思います。

仮に、プライベートの空間で、さらにお客様同士が接しない環境を整備し、受付等も非対面式の無人化を実現できれば、運営も可能かもしれません。

しかし、私は宿泊業を含む観光業というのは、人と人が接しなければ成立しないものであると思っています。

現在の科学力をもってすれば、プロジェクターで世界中の観光地をデジタルで3Dの映像で作成できますが、観光がデジタルでいいのかと考えると疑問が生じます。

初めて3D映像を見たときは「面白いな。きれいだな。」と感じるかもしれませんが、実際に体験せずに、大きさやサイズ感、肌で感じることや現地に行くまでの人との会話を無くしてしまうと観光とは言えないと思います。

実際に訪問し、目で見て感じたこと、考えたこと、道中での体験や現地の人たちとの会話も全て含めて初めて「観光」が成立すると思っています。

約100年前のスペイン風邪の際も今回の新型コロナウイルスと同じ状況であったといわれています。通常に戻る時は必ず来ると信じています。



株式会社 指宿白水館

代 表 者 代表取締役社長 下竹原 利彦
設立年月日 昭和22年
所 在 地 鹿児島県指宿市東方12126-12
電 話 0993 (22) 3131 F A X 0993 (23) 3860
U R L <http://www.hakusuiikan.co.jp/>
資 本 金 額 3,000万円
従 業 員 数 340名
業 種 宿泊業

取 材
後 記

かつて新婚旅行のメッカと言われた指宿市。時代や人の流れが変わる中であって、「オンリーワン」を追求し続けることが世代を超えて愛される理由だと感じました。コロナにも負けずに展開する指宿白水館のオンラインショップを覗いてみてはいかがでしょうか。



届出書などへの押印が不要になります

行政手続の押印手続の見直しに伴い、中小企業等協同組合法施行規則並びに中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する命令が令和2年12月28日に公布・施行されました

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令の内容は、次のとおりです。

- 中小企業等協同組合法施行規則の一部を次のように改正する。
 - **様式第一から様式第三十三まで及び様式第三十五から様式第四十三までの規定中「印」を削る。**
- 附 則
- (施行期日)
- 第一条 この命令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

【インターネット版官報】

中小企業等協同組合法施行規則

<https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770256f.html>

中小企業団体の組織に関する法律施行規則

<https://kanpou.npb.go.jp/20201228/20201228g00277/20201228g002770286f.html>

【例】

<p>様式第30</p> <p>決算関係書類届出書・役員変更届書等</p> <p>年 月 日</p> <p>.....大臣局長都道府県知事</p> <p>組合の住所及び名称</p> <p>組合を代表する理事の氏名 印</p> <p>中小企業等協同組合法施行規則第105条の2第1項（及び第2項）の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。</p>	<p>様式第16</p> <p>捨印</p> <p>定款変更認可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>.....大臣局長都道府県知事</p> <p>組合の住所及び名称</p> <p>組合を代表する理事の氏名 印</p> <p>中小企業等協同組法定款変更認可申請書</p> <p>中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により中小企業等協同組合の定款変更の認可を受けたいので、別紙の変更理由書その他の必要書類を添えて申請します。</p>
--	--

字句の修正があった場合、出し直しになります。

※中小企業庁 HP (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/kumiai_sien.htm) に「印」を削除した新様式が掲載されています。



今回の改正により押印が不要となるのは該当する様式のみで、添付書類や議事録は含まれません。
なお、当分の間は、従来どおり押印のうえ提出しても問題ありません。
詳しくは、巡回担当指導員にお問い合わせください。

民法改正・同一労働同一賃金について学ぶ ～諸制度改正に伴う専門家派遣等事業講習会を開催～

1月15日（金）、鹿児島市の「ホテル・レクストン鹿児島」において、諸制度改正に伴う専門家派遣等事業講習会を開催しました。なお、当日は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、Zoomによるリアルタイム配信も行いました。

講習会では、桃木野総合法律事務所代表・桃木野聡氏を講師に「中小企業が知っておくべき民法改正・同一労働同一賃金のポイント」と題し、講演が行われました。

桃木野氏は、「民法改正では、消滅時効・法定利率・保証・債権譲渡に関する見直しと約款に関する規定の新設が重要な実施の改正事項と言われている。また、同一労働・同一賃金は、なんでも同じにしろというわけではない。業務内容などに違いがあれば、相違があっても不合理にはならないので、まずは業務内容などの違いを見つけることが大事である。」と述べ、主な改正事項や具体的な内容について説明しました。

コロナ禍における働き方改革と労務管理のあり方について学ぶ ～労働環境整備研究会を開催～

1月20日（水）、鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」において、労働環境整備研究会を開催しました。なお、当日は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、Zoomによるリアルタイム配信も行いました。

研究会では、社会保険労務士法人人事アップ代表・岩切勝造氏を講師に「コロナ禍における働き方改革と労務管理のあり方」と題し、講演が行われました。

岩切氏は、「コロナ禍の中、まずは雇用維持を最優先として考えるべきである。感染対応としては、企業として安全配慮義務の責任があるので、指針を従業員へ周知しなければならない。また、コロナ禍における労務管理に際しては、就業規則や社内ルールなど必要な取り決めを見直す必要もある。」と述べ、働き方改革の法改正概要やスケジュール、コロナ禍の労務管理のポイント等について、具体的な事例を交えて説明しました。

また、講演後、鹿児島県労働委員会より職場のトラブル予防についての出前講座が行われました。



研究会の様子

異業種の事業者がコスト削減を目指し組織化 ～鹿児島人材活性化協同組合が創立総会を開催～

1月12日（火）、鹿児島人材活性化協同組合（発起人代表 キリシマ観光農園代表・木藤雅志氏）が創立総会を開催しました。同組合は、霧島市内で耕種農業等を行なう4者による組織化で、共通して必要とする肥料等の共同購買や商品・サービスの共同宣伝を実施する計画です。

初代理事長に選任された木藤雅志氏は、「新型コロナウイルスの影響により、将来が不透明な状況が続いている。厳しい状況下にあるが、組合員が一丸となってお互いを支えあい、息の長い事業を実施していきたい。」と抱負を述べました。



発起人の皆様
(左から2人目が木藤理事長)



テーマ

定款に規定のない事業にかかる組合の責任について

(福岡高等裁判所・昭和40年1月判決)

組合の定款には「一定の金融機関に対する組合員の債務の保証」が規定されています。

しかし、金融機関以外の「企業間の取引」について保証行為を行い、第三者に損害が発生した場合、組合の責任は問われるのかについて、過去の判例を基に解説します。

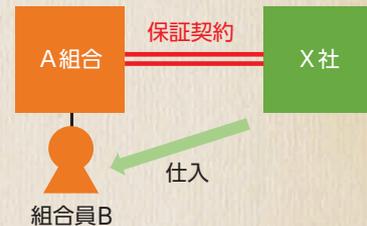
裁判要旨

A組合の代表理事は、組合員BがX社から商品を仕入れるにあたり、300万円を限度に債務を組合が保証する契約を締結しました。

しかし、組合の定款で規定する事業には、「組合員の仕入先に対する債務の保証」は規定されていませんでした。

その後、組合員Bの支払いが滞り、X社はA組合に対して300万円の支払いを求めました。

ところが、A組合は「定款に規定されていない保証行為なので保証契約は無効だから支払えない」と回答し、X社は、代金の支払いを求め、A組合を提訴しました。



判決

組合の保証に関する事業は、「一定の金融機関に対する組合員の債務の保証」に限定されています。

したがって、「組合員の仕入れ先に対する債務の保証」が定款に規定する事業ではないことは明白であり、無効と考えるのが通常です。

しかし、代表者の行為による第三者への損害賠償責任は、必ずしも定款の事業の範囲内であることを必要としないとしています。

つまり、損害賠償責任を考える上では、定款事業の範囲外であっても、今回のように組合が組合員のためにした行為は組合の事業の一環と考えられます。

また、仕入先に対する債務保証が定款に違反し、無効であることを知らないで代表理事が契約したという過失があり、A組合はX社に対して保証の限度内において損害を賠償する義務があるとの見解を示しました。

なお、X社は300万円の賠償金を求めていましたが、同社が組合の定款に当該債務保証が規定されていないことの確認を怠った過失を認定され10万円に減額されました。



📌がポイント!

定款の定めのない事業を組合が自由にできるとすれば、組合本来の目的達成を阻害することにもなりかねません。

真に、組合員のために必要な事業であれば定款に規定して実施することが必要です。

また、代表理事の職務上の行為で第三者に損害を与えた場合、組合は賠償する責任を負いますので、代表者が勝手にやったことだから組合に関係ないとは言えません。

「代表者の行為＝組合の行為」ということを忘れないようにしましょう。

※本事例はあくまでも過去の判例を紹介するもので、記載した事項以外の事情や背景を踏まえたものです。詳細は中央会までお問合せください。

令和2年12月 情報連絡員報告

令和2年12月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

【前月比】

「売上高」「業界の景況」「収益状況」の主要3指標が6ポイント以上悪化した。

GoToトラベル事業等の影響で一時的に経済回復の兆しを見せていたが、11月末から12月にかけて、新型コロナウイルス感染症の第3波、海外変異種の国内感染、GoToトラベル事業の一時停止措置等により人の移動が制限され、売上にも大きく影響し、景況は一層厳しいものとなった。

【DI 値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和2年11月	令和2年12月	
業界の景況	-19	-26	↓
売上高	-16	-25	↓
在庫数量	-10	-13	↓
販売価格	-5	-2	→
取引条件	-7	-8	↓
収益状況	-17	-23	↓
資金繰り	-14	-14	→
設備操業度	-7	-6	→
雇用人員	-13	-10	→

※比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↗ = +5 ~ +9 → = 0 ~ +4 ↘ = -1 ~ -9 ↓ = -9以下

DI 値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

【前年同月比】

「雇用人員」を除き、すべての指標が悪化した。

例年であれば、忘年会等の各種宴会で街がにぎわい、帰省等により人の移動が活発になる時期であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で年末の状況は大きく変化した。外食や観光業等は需要が減り、売上が大きく落ち込んでいる。一方、家庭で過ごす時間が増えたことによる「巣ごもり需要」が、量販店や個人向け飲料食品等の売上に貢献した。

【DI 値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和元年12月	令和2年12月	
業界の景況	-8	-26	↓
売上高	-12	-25	↓
在庫数量	-6	-13	↓
販売価格	1	-2	↓
取引条件	-3	-8	↓
収益状況	-9	-23	↓
資金繰り	-5	-14	↓
設備操業度	-3	-6	↓
雇用人員	-10	-10	→

製造業

食料品（味噌醤油製造業）

新型コロナウイルスの感染拡大の状況下にあっても、個人消費を中心に何とか例年並みの売上で推移した。しかし、業務用途の売上は回復せず、全体的に厳しい状況に変わりはない。2020年は、今後に向けての新たな課題を課せられたような1年になった。

食料品（酒類製造業）

さつまいも基腐病の影響等により、製成数量が大きく減少している。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、移出数量も減少している。

(令和2年12月分データ) (単位:千円・%)

区分	R1.12	R2.12	前年同月比	
製成数量	11,761.0	8,292.4	70.5%	
移出数量	県内課税	5,116.6	5,069.3	99.1%
	県外課税	6,949.7	7,031.8	101.2%
	県外未納税	1,948.7	1,910.4	98.0%
在庫数量	231,297.4	214,295.7	92.6%	

食料品（漬物製造業）

GoToトラベルで観光客は増加していたが、年末年始の事業一時停止でキャンセルが相次いでいる。早期の再開を求める。スーパーでの売上は少し下落した。

食料品（蒲鉾製造業）

12月は、例年1年の売上の90%を占める月である。今年も、新型コロナウイルス感染症の影響で帰省客が少なかったが、その分県外の親戚・友人等に対し、特産品を送る方が多かった。そのため、県内デパートの売上は昨年同月比で約93%、空港・駅の店舗は施設の利用者が少なく、前年比45%となった。全体では前年比約92%の売上である。

食料品（鯉節製造業）

節類の需要減少による、売上の大幅な減少傾向が続き、雇用状況も悪化してきている。設備操業度は昨年対比



約80%で、景況も悪化した。雇用人員も30%前後減少した状況が続いている。

食料品（菓子製造業）

ステイホームのクリスマスで、洋菓子店を中心にクリスマスケーキがよく売れたようである。ただ、人が動かなかったため贈答菓子はあまり出なかったようだ。店の形態等により、景況に違いがある。

食料品（茶製造業）

共販実績で今年度（2～12月）の累計売上高は前年比89%、12月単月では前年比251.9%となった。昨年12月の実績が少なかつたためであり、累計では減少している。

大島紬織物製造業

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少している。生産数は昨年の70%であった。

本場大島紬織物製造業

検査反数は先月から横這い、1～12月の合計は前年比92.2%となった。販売は減少しているものの、ふるさと納税の高額商品が増えたため、売上収入は増加した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で全体的に厳しい状況が続いている。

木材・木製品

新型コロナウイルスに翻弄された一年であった。豪雨災害や貿易問題等もあって、素材・製品の需給や価格のバランスが崩れていることから、先の見通しすらつかない状況が続いた。結果、前年同月比で極端な減量・減益を計上することとなり、今後についても明るい材料は見当たらない。

木材・木製品

住宅着工戸数について、九州内は22%減と厳しい状況にあるが、鹿児島県内は急激な下落は無く、プレカット工場は年末にかけて高い稼働率を維持する見込みで国産材製材品の荷動きも堅調に推移している。製品価

格も極端な安値は一掃され、原木の出材量、価格ともに回復傾向にある。なお、本年1月から、米国工場が日本向け米松製品の供給停止を行うことから、スギ材による代替需要に期待が寄せられている。

生コン製造業

12月度の総出荷量は123,385立米（前年比95.4%、うち官公需は62,667立米（同比92.1%）、民需は60,718立米（同比99.0%））で官公需、民需ともに減少となった。増加した地域は5地域（増加順に宮之城240.6%、屋久島153.0%、垂水桜島142.5%）で、残り11地域が減少（減少順に喜界島38.2%、串木野41.8%、沖永良部51.7%）となった。なお、鹿児島地域は前年比で官公需86.2%、民需87.6%の合計87.0%となっている。

コンクリート製品製造業

12月度の出荷量は、7,815トンの前年度同月比100.3%となった。出荷実績は川薩、大隅、熊本地区において、前年度同月比を上回る結果となった。特に大隅地区においては、国土交通省関連の工事により、前年度同月比131%となった。しかしながら、受注量については、ここ数カ月前年度を下回っており、来年度の出荷について不安な状況である。

鉄鋼・金属（機械金属工業）

新型コロナウイルス感染が拡大傾向にあり、今後様々な面で悪影響が懸念される。年明けからの仕事が無くなることを心配する組合員もいるため、応援が必要であれば声を掛け合えるような環境を整えたい。

印刷業

開催を予定していた年始会は、収束の気配を感じさせるどころか感染拡大が止まらない新型コロナウイルス感染症の影響で開催を断念した。先行きが不透明な今後も、忍耐の日々を強いられる。

非製造業

総合卸売業

ホテル、外食向け飲料、酒類販売が依然低調である。一方、量販店向け巣ごもり需要は好調であった。酒類卸業界では、新型コロナウイルス感染症の影響で「新酒まつり」等、恒例の販促イベントが中止を余儀なくされ、今後の売上への影響が懸念される。

水産物卸売業

昨年同月比で、数量112.7%、販売金額104.3%、販売単価92.5%となった。新型コロナウイルスの感染拡大やGoToキャンペーン見直しによる今後の影響が懸念される。

燃料小売業（LPガス協会）

1月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが550ドル（前月比+100ドル）、石油化学原料のブタンは530ドル（前月比+70ドル）と前月より大きく上昇した。原油価

格が大幅上昇しその影響を受けたこと、また需要期に入りインド、中国、韓国の引合いが強まったこと等が主な要因である。県内では、業務用需要が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている実態に変化はない。

中古自動車販売業

例年同様、来店客が少なく厳しい状況である。また、先月に引き続きタマ不足により相場が下がり仕入が困難である。新春フェアに期待したい。

青果小売業

売上は前年同月比98.1%、累計前年比104.6%で推移した。月を通して冬型の気圧配置が長続きせず、平年より高い気温のため単価安となった。新型コロナウイルス感染症の影響で、忘年会中止等の不安材料があったが、12月の野菜総入荷量は前年比98%で推移した。年末年始期間の巣籠需要効果で単価安ではあったが、

年末は前年を上回る売上であった。

農業機械小売業

新型コロナウイルス感染症の影響等で、展示会等のイベントもできず、売上不振が続いている。

石油販売業

新型コロナウイルス感染防止のために、人々の移動制限等、社会生活も変化し、経済も厳しさを増している。石油小売業界も自粛ムードで販売量の低下が続いている。また、世界の原油も上昇基調にあり、この1カ月で1リットルあたり4円のコストアップとなったものの、ガソリン価格への転嫁作業も遅れている。頼みは寒波到来による灯油の需要増である。

鮮魚小売業

師走に入り GoTo キャンペーンで動きを感じるようになった矢先に、事業の一時停止より人の動きが止まった。時化で水揚げが少なくとも丁度良いぐらいで、数の子の売上は昨年よりも悪化している。おせち料理が出来合いに変わってきているが、本年は内食の需要増により、昨年よりも好調のようである。

運動具小売業

12月は、例年業界的にも売上は悪い。しかし、前年と比較しても悪すぎた。新型コロナウイルス感染症が増加傾向にあるため、今後が懸念される。

商店街（鹿屋市）

新型コロナウイルス感染症のクラスター発生で、客足が大幅に減少している。各企業団体等では、商店への立ち寄り規制が出ていることも耳にする。

商店街（鹿児島市）

新型コロナウイルス感染症の影響で、12月中旬以降は人通りが減少した。12月前半までは商品券を利用する人があり、売上に貢献した。

サービス業（旅館業 / 県内）

GoTo キャンペーンの一時的停止による宿泊キャンセルが目立った。例年1月末までは宿泊の多い時期であるが、今回の年末年始は、1月の予定も含め新型コロナウイルス感染症等の影響が大きい。

測量設計業

特に大きな変化はない。

旅行業

GoTo トラベルにより国内旅行の需要が戻りつつあったが、新型コロナウイルス感染の第3波、GoTo トラベルの一時停止、緊急事態宣言の可能性と観光業界にとって苦難の年明けである。今回の GoTo トラベルの一時停止に伴い、キャンセルが殺到した。今後、緊急事態宣言の発出や GoTo トラベルの一時停止が延期となると、中小零細企業への影響は計り知れない。世界規模での感染再拡大や自粛ムードが重石となり、団体・個人消費の低迷長期化は避けられない状況である。

建築設計監理業

県、市町村等の公共団体における入札状況や、新設住宅着工戸数をはじめとする経済指標において特に大き

な状況の変化はない。

自動車分解整備・車体整備業

前月と同様で特に大きな変化も無く、前年並みの動きであった。ただ、年末における駆け込み的な忙しさが無かったことが気付きである。

電気工事業

新型コロナウイルス感染症の影響が民間工事に波及し、見積件数が例年に比べ少ない。鹿児島市内大型工事(民間)で技術者不足が散見される。

造園工事業

12月は例年通りに推移した。振り返ると新型コロナウイルス感染症の影響はあまりなかった。造園業は、屋外作業がメインであるため3密を避けることができたためと思われる。また、各社で作業員の感染に気を付けていたことも一因となった。しかし、身近なところで感染が起きており、作業員の確保が厳しい業界であることから、ひとたび感染すると業務の停滞が懸念される。そのため、より一層感染に気を付けるように指導しているようだ。

管工事業

年度末に向け、例年通り工事量は増加しているが、依然として技術者不足の状況が見受けられる。こうした中、技術者の年齢層も年々上昇しており、引き続き人材の確保が喫緊の課題となっている。

建設業（鹿児島市）

2021年は、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」が動き出す。コロナ禍で地方公共団体の財政が逼迫し、公共事業の在り方が問われている中、近年の豪雨災害等に対応するためには期待せざるをえない。

建設業（南さつま市）

南薩地域（指宿除く）の公共工事（土木）は、前年同月比で200%超となり、対前年同期比でも110%と好調であるが、地域間のばらつきが大きい。また、来年度以降の大型物件が見当たらず、今後が心配である。

貨物自動車運送業

県下165運送事業者の燃料購買動向は、前月と比較して110.2%に増加、前年同月と比較して92.9%に減少した。

運輸業（個人タクシー）

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響で2月より幅広い業種が打撃を受け、タクシー業界でも同様であった。12月度も前年比40~50%落ち込んでいる。公的給付も毎月の売上補填に充てられ、令和3年もこの状況が続けば、廃業者の増加が懸念される。各地方公共団体により事業者への支援策に差を感じる。生活様式が、1日も早く元に戻ることを願うばかりだ。

運輸・倉庫業

新型コロナウイルス感染症の影響で食品は増加、雑貨は例年並みの物量だった。働き方改革で労働時間が改善されたが、長距離運送の備車確保が難しい状況になっている。燃料価格は年度末に向け徐々に上がってきている。

令和3年1月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

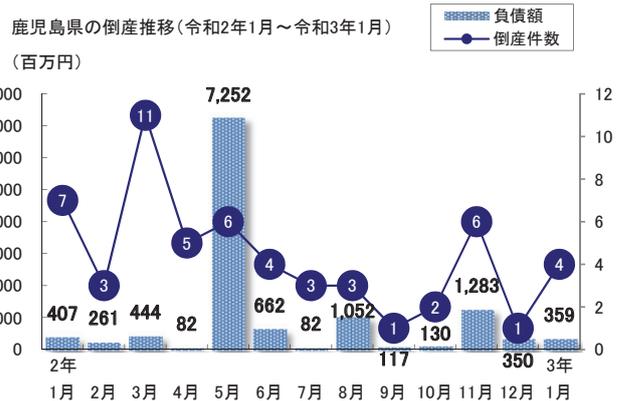
件数4件 負債総額35,900万円

〔件数〕 前年同月比 3件減 〔負債総額〕 前年同月比11.8%減

ポイント

～件数、負債総額ともに3カ月連続で前年同月を下回る～

- ◆鹿児島県の1月の倒産件数は4件で、前月比3件増、前年同月比3件減だった。負債総額も前月比2.6%増となったが、前年同月比11.8%減となり、いずれも前月よりも増えたが、前年同月比で減少した。
- ◆態様別では全て「破産」、主因別では「販売不振」が3件だった。
- ◆業種別、規模別、業歴別、地域別では偏りはなかった。



【今後の見通し】

鹿児島県の1月の倒産件数、負債総額は、ともに前月よりも増えたが、3カ月連続で前年同月を下回る結果となった。

今回、コロナ関連倒産はなかった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB 景気動向調査」によると、鹿児島県の1月の景気DIは34.8で、前月より0.7ポイント悪化した。2カ月連続の悪化となり、その他を除く9業界中、5業界が悪化となった。悪化となった業界は、「農・林・水産」、「建設」、「製造」、「卸売」、「小売」であり、新型コロナウイルス感染の再拡大による「消費マインドの急速な悪化」、「設備投資の中止・延期」といった声が多かったためと思われる。そのため、先行き不透明感が強まっており、景況はしばらく低調な状況が続くと見られる。

2021年1月29日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として減速している」との判断を示した。

生産活動では、スマホや5G関連は堅調だが、11

月の焼酎出荷量は14カ月連続、10月のかつお節生産は7カ月連続、12月の紙パルプ生産は6カ月連続で、それぞれ前年を下回った。畜産関連は12月の子牛出荷頭数、価格、肉用牛(和牛)枝肉価格、豚肉相場、ブロイラー(もも肉、むね肉)相場は前年を上回ったが、鶏卵相場は前年を下回った。消費関連では、11月の百貨店・スーパー販売とコンビニエンスストアは前年を下回り、観光関連では、12月の主要ホテル・旅館宿泊客数が引き続きコロナ禍にあって20カ月連続で前年を下回った。

新型コロナウイルスの感染再拡大により11都府県に緊急事態宣言が発出され、鹿児島県も独自の緊急事態宣言により鹿児島市など主要都市の飲食店に時短営業を要請した。これらを背景に消費マインドが低下し、人の動きも制限されたことにより景況感が再度悪化しており、今後は倒産や廃業が増加基調となる可能性が強まっているため状況を注視していく必要がある。

令和3年1月 主な企業倒産状況 (法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態様
(株) M	建築工事	180	3,000	大島郡地区	破産
(有) O	水産加工品製造販売	82	3,000	北薩地区	破産
(株) F	太陽光発電システムの架台販売業者	75	5,000	北薩地区	破産
(株) I	型枠工事	22	1,000	霧島・姶良地区	破産

※主因別では、「販売不振」3件、「その他」1件。

中央会創立65周年式典

本会は昭和30年12月に設立し、令和2年で65周年を迎えました。

これもひとえに、会員の皆様はじめ、関係各位のご支援・ご協力の賜物であり、感謝申し上げます。

昨年度より、標記式典の開催に向けて準備して参りましたが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大を受け、規模を大幅に縮小して開催する予定です。

創立65周年を契機とし、県下中小企業のさらなる発展に向けて邁進する所存ですので、引き続きよろしくお願いたします。

鹿児島県中小企業団体中央会 理念

組合と共に あしたをひらく中央会

- 一. 相互扶助の精神で
中小企業の活性化を目指します
- 一. 組織の力で
地域経済の繁栄に寄与します
- 一. 明日への
さらなる飛躍に挑戦します

令和3年3月

1日(月) 15:30	中央会理事会 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」
1日(月) 16:00	中央会創立65周年式典 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

令和3年4月

22日(木) 13:30 【予定】	中央会理事会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
-------------------------	------------------------------

中小企業かごしま

(令和2年度 活性化情報第4号)

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正芳史

〒892-0821

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL：099-222-9258

FAX：099-225-2904

HP：https://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：公益社団法人指宿市観光協会



表紙・本文中で登場する
ぐりふー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪
©鹿児島県ぐりふー・さくら#811

今月の表紙

池田湖(指宿市)

池田湖は九州最大のカルデラ湖であり、湖水が藍色に澄み、薩摩富士と呼ばれる開聞岳が望めます。体長2m・胴回り50cmの大うなぎが棲息しており、幻の怪獣「イツシー」の湖としても有名です。例年、12月下旬から2月上旬にかけて菜の花の見ごろを迎え、開聞岳を背景に鮮やかな黄色が一面に広がる風景は絶景です。